

第5次岸和田市地域福祉計画
(案)

令和4年●月
岸 和 田 市

目次

第1章 岸和田市がめざす地域福祉	1
1. 地域福祉とは	1
2. 基本理念	1
1) 増進型地域福祉の特徴	3
3. 5年後のめざすべき姿	5
第2章 施策の展開	9
施策の全体像	9
基本目標1 多様で多くの人が支えあい活動の担い手になっている	11
1) 支える人を育てる・増やす	11
2) 支える人を支える	12
基本目標2 地域で支える活動の基盤が強くなっている	14
1) 支える活動の基盤の強化	14
2) 地域における交流拠点の充実	14
3) 地域で当事者・家族に寄り添う	15
4) 情報発信力の強化	17
基本目標3 丸ごと支える仕組みがしっかりとできている	19
1) 総合相談体制の重層化	19
2) 地域・多機関ネットワークの強化	20
第3章 計画の推進	26
1. 計画の推進体制と評価・検証	26
2. 増進型地域福祉活動を推進する主体	26
3. 増進型地域福祉活動を支援する主体	26
第4章 地域福祉計画策定の趣旨等	28
1. 計画策定の趣旨	28
1) 岸和田市における地域福祉のあゆみ	28
2) 岸和田市における地域福祉計画	29
2. 計画の位置づけ	30
3. 計画の期間	31
4. 法制度の動向	31
1) 社会福祉法の改正	31
2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立	32
3) 再犯の防止等の推進に関する法律の成立	32
資料編	33
1. 本市における地域福祉を取り巻く現状	33
1) 統計にみる状況	33
2) 各種調査にみる状況	38
3) 市民アンケート	40
2. 岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画推進検討委員会委員	58

3. 策定の経緯	58
4. 用語の説明(※初出は図等を除く本文中の初出)	59

第1章 岸和田市がめざす地域福祉

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域社会に暮らす誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、心豊かに安心して暮らすことができるように、地域社会を基盤として、岸和田市をはじめ岸和田市社会福祉協議会(以下、社協といいます)、社会福祉法人、市民や地域団体、ボランティア団体やNPO法人、企業や商店等、地域社会を構成する様々な主体が協力しあい、ともに生き支えあう地域社会をつくっていかうとする取組や仕組みづくりのことです。

誰もがみんなで幸せになるために、本市におけるこれまでの地域福祉のあゆみを引き継ぎ、未来に向けて受け継いでいくことが大切です。

2. 基本理念

本市では、地域福祉計画を「福祉の観点」からまちづくりを進めていくための計画と位置づけ、これまで改定を重ね、「人権の尊重」、「自治型地域福祉の推進」、「増進型地域福祉の推進」、「ともに生きる社会(ソーシャルインクルージョン)の実現」を基本理念としてきました。

近年、国は「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」に関し基本的な考え方を示しています。国は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる社会(地域共生社会)の実現には、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、困窮、そして社会的孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般に及ぶ課題を包括的に受け止めていくことが求められるとしています。この国の基本的な考え方を踏まえ、地域生活課題の解決に資する支援体制整備を中長期的に進める観点から、これまでの基本理念に「包括的な支援体制の構築」を加えました。

第5次岸和田市地域福祉計画(以下では「本計画」といいます。)では、「人権の尊重」、「自治型地域福祉の推進」、「ともに生きる社会(ソーシャルインクルージョン)の実現」、「包括的な支援体制の構築」と、その4つの理念の土台となる「増進型地域福祉の推進」を中心においた5つの理念を設定し、地域共生社会の実現をめざします。

第5次岸和田市地域福祉計画における5つの理念

理念	各理念の内容
増進型地域福祉の推進	・ その人らしさ、その地域らしさの実現 ・ みんなで話し合って幸せを実現 ・ 一人ひとりが地域とともに成長
人権の尊重	・ 要支援や要介護になっても、人としての尊厳がもてる ・ 様々な社会資源を活用することで、市民として当たり前暮らす
自治型地域福祉の推進	・ 市民、行政、社協、地域団体、関係団体等が、自治の主体、市政の主権者であることを認識 ・ 自らの地域は自らの手で築き、「地域に福祉を創っていくこと」のできるような自治型地域福祉を構築
ともに生きる社会(ソーシャルインクルージョン)の実現	・ 人を特定のカテゴリー分けせず、誰も社会から排除しない ・ すべての市民がともに生きる
包括的な支援体制の構築	・ 地域生活課題に関する総合相談体制の構築 ・ 関係機関のネットワークによる相談支援体制の構築 ・ 多機関の協働による相談支援体制の構築

第5次岸和田市地域福祉計画における基本理念



1) 増進型地域福祉の特徴

①その人らしさ、その地域らしさの実現

福祉課題や地域生活課題等の原因を明らかにし、それを取り除き問題を解決する、いわばマイナスからゼロへという目標ではなく、その人らしさ、その地域らしさ(幸せ)を実現することをめざします。

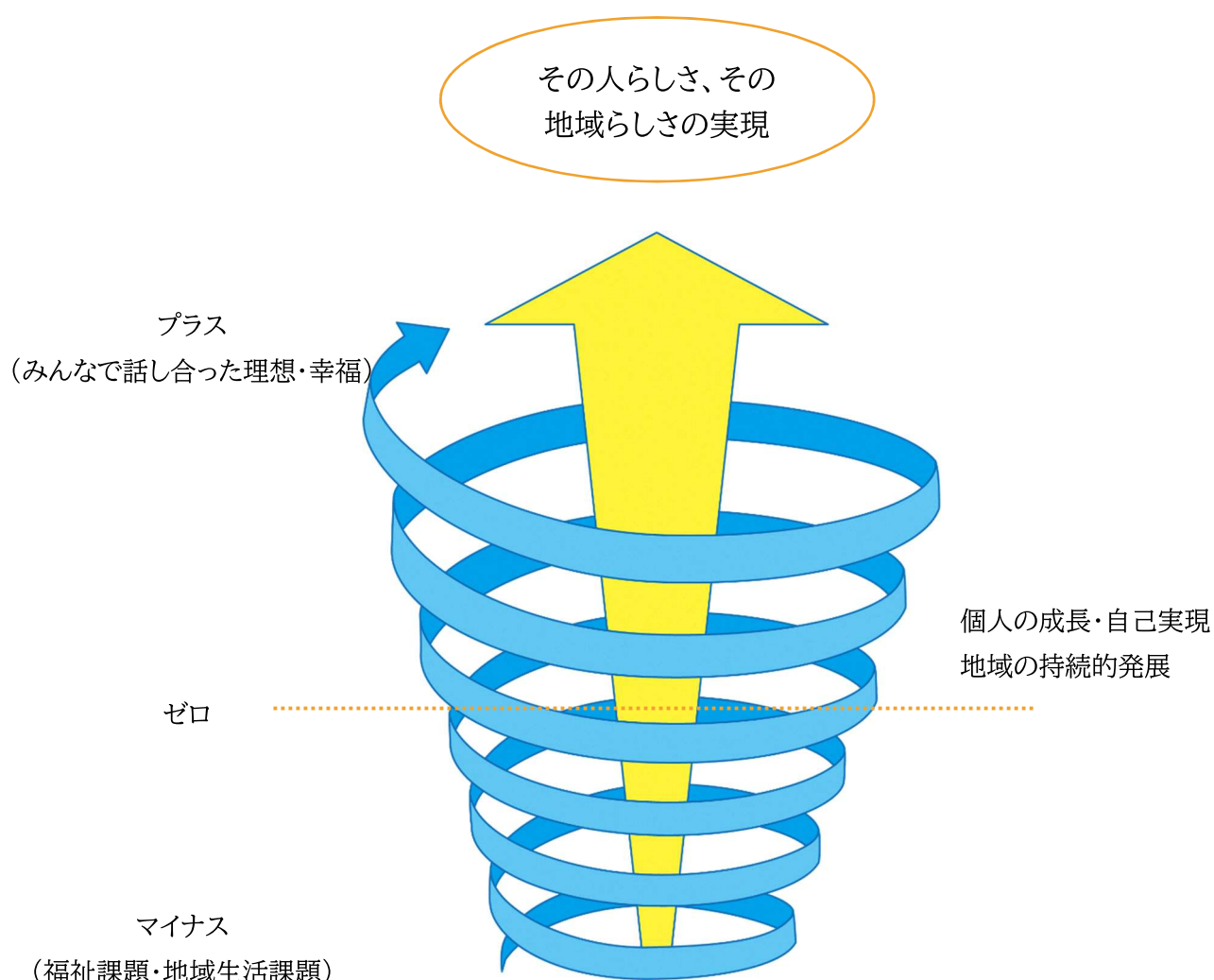
②みんなで話し合って幸せを実現

幸せを地域のみんなで話し合い実現します。

③一人ひとりが地域とともに成長

個人の生涯的成長・自己実現と地域の持続的発展の両方をめざします。

増進型地域福祉のイメージ



みんなでの話し合いのイメージ

例)

- ・Aさんが安心して、幸せに暮らせる
- ・みんなでAさんを見守ることを通じて、地域に福祉ができています



地域での福祉の実現

例)

- ・地域のみんなといっしょに話しあう
- ↓
- ・みんながAさんにあいさつして、何かあった時は連絡するルールをつくる
- ↓
- ・みんながAさんを見守る



みんなでの話し合い
情報・課題の共有

例)

- ・普段挨拶しているAさんが元気がない
- ↓
- ・気になる、ほっておけない
- ↓
- ・どうすればよいか、誰に言えばよいか
- ↓
- ・地域のみんなに相談してみる



暮らしのなかでの気づき



3. 5年後のめざすべき姿

増進型地域福祉の推進をめざして、住民一人ひとりが、暮らしのなかで、地域や自分の生活上の困りごとや気になることに気づき、それを地域住民同士や多様なグループ、団体等で話し合い創意工夫して地域福祉が推進されている姿をめざします。そこで「5年後のめざすべき姿」を「みんなで創意工夫し支えあい、笑顔あふれるまち」とします。

みんなで創意工夫し支えあい、
笑顔あふれるまち

これまでも、本市では現行計画において市民懇談会プロジェクトを重点プロジェクトとして位置づけ、地域の主体的な話し合いで増進型地域福祉の推進に取り組んできました。その成果として、いくつかの地域で市民懇談会が立ち上がり、現在も主体的に活動をしています。

5年後のめざす姿は、そういった市民懇談会プロジェクトの活動のように、暮らしのなかの課題やニーズに気づき、地域において主体的に福祉やその他分野における課題や目標を話し合い、創意工夫して取り組むグループが新たに生まれたり、地縁組織(町会・自治会等)やテーマ型グループ(誰もががっどえるリビング、子ども食堂等)等のような既存のグループが活性化している姿です。



●朝陽地区沼町の取組：町会による町会館の建替えの取組

- ・沼町では町会館の老朽化に伴い、建替えが長年の課題となっていました。
- ・町会と町内有志が中心となって全町横断組織「沼町を考える会」「会館問題検討委員会」を立ち上げ、沼町の住民に訴えました。
- ・この結果、賛同と建替資金を得て、建替えを実現しました。
- ・町会の建替えの取組をきっかけに、地域への帰属意識が高まりました。

テーマ：町会館の建替えを通じた集いの場の確保

暮らしのなかでの気づき

- ・町会館が老朽化し、全町あげて建替えができないか？

みんなで話し合い情報・課題・ニーズの共有

- ・より広く町民が利用できる方法はないか？
- ・資金を広く町民から集める方法はないか？

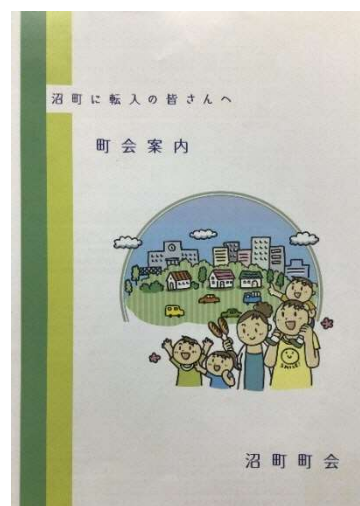
地域での福祉の実現

- ・全戸訪問により町民への呼びかけを行い、理解を得た
- ・町民が気軽に利用できる文化活動、自己啓発、スポーツなどを会館で実施（沼町文化祭・卓球大会・趣味講座等）
- ・講師の招へいは町会が中心となり実施、会館の清掃も町民で当番制により実施
- ・広く町民の賛同を得て、建替え資金を確保
- ・取組が発展し、防災委員会を立ち上げ、緊急時に約100名が集まる体制を構築
- ・町会独自の新聞（沼町新聞）やパンフレットによる情報発信

沼町新聞



町会案内



●光明地区の取組： 市民懇談会プロジェクトの取組

光明地区では前計画で重点プログラムと位置づけられた市民懇談会プロジェクトをきっかけに、主体的に市民懇談会を継続して実施しています。自分たちで、地域(校区)の現状や課題、そして近い将来地域に訪れる変化を予測し、地域課題は何かなどを話し合い、計画を立てて取り組んでいます。

テーマ： 防災、買い物困難、子ども会のあり方等への取組

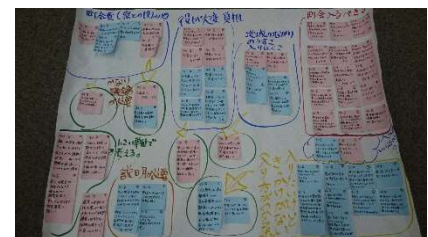
暮らしのなかでの気づき

- ・ 少子高齢化が進む岸和田ですが、近年人口が増えている
- ・ 住民同士がふれあえる機会をもっとつakって、人と人とのつながりを広げたい
- ・ 地域生活を支える町会・自治会をはじめ、各種団体への参加も増やしたい
- ・ 地域皆で光明校区の現状を知って助け合いのまちづくりにつないでいきたい

話し合いの様子

みんなで話し合い情報・課題・ニーズの共有

- ・ 実際にわがまちに暮らす住民の声を聴くため全世帯アンケートを実施。各種団体へのアンケートも実施
- ・ 実行委員会(地区全体の各種団体が集まる場)を開催し、アンケート結果の集計・分析
- ・ 分析結果をもとに課題を整理して、できることから取組を実施



地域での福祉の実現

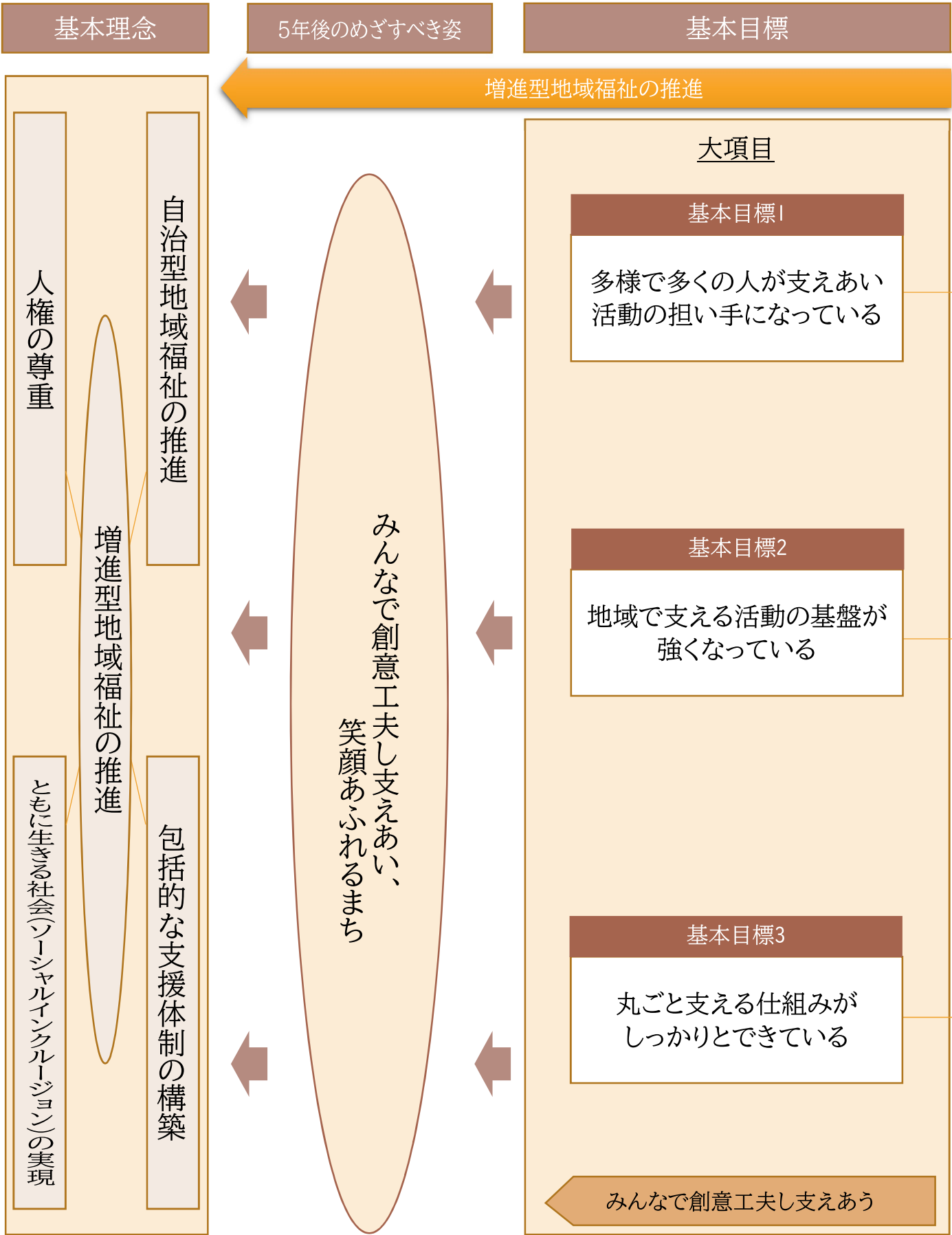
- ・ 町会主催による、高齢者や障害がある人もない人も全町で防災訓練を実施
- ・ スーパーマーケットが1軒もない光明校区で、COOP移動販売を誘致(町会、老人クラブ、福祉委員会のリーダーで検討を実施)
- ・ 子ども会の新入会員を増やすため、子ども会の運営について話し合い、情報共有の場を設定(子ども会の役員、子ども会の役員のOB、運営委員で検討を実施)

移動販売の様子



第2章 施策の展開

施策の全体像



- 本計画は、福祉分野の上位計画に位置づけられるものであり、個別計画が取り組むべき施策の方向性を示しています。ここで示した施策は本市が実施するもので、住民、企業・事業所、社協などと連携・協働し着実に推進していきます。
- 本計画の進捗評価については、従前の計画進捗シートに、新たに「取組の質的な評価」を加え、評価指標を設定して評価します。

基本目標

増進型地域福祉の推進

中項目

小項目

1 支える人を育てる・増やす

- (1) 小・中学校での福祉教育・社会貢献学習の推進
- (2) 高校や大学等との連携の強化
- (3) 地域での福祉教育・社会貢献学習の推進
- (4) 寄附文化の醸成
- (5) 新たな市民活動の担い手の発掘と育成

2 支える人を支える

- (1) 市民活動を支える中間支援機能の強化
- (2) 災害時のボランティア支援体制の構築
- (3) 社会福祉法人による地域貢献活動の推進

1 支える活動の基盤の強化

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 地区福祉委員会との連携
- (3) ボランティアの新しいあり方の検討

2 地域における交流拠点の充実

- (1) 公民館や町会館等を活用した地域の拠点づくり
- (2) 空き家等を活用した地域の拠点確保

3 地域で当事者・家族に寄り添う

- (1) 身近な相談機会の提供
- (2) 生活に困難を抱える人を地域で支える仕組みづくり
- (3) 地域とつながるための見守り体制の充実
- (4) 地域における健康づくり・介護予防に向けた取組の推進
- (5) 高齢者、障害のある人等に対する生活支援ニーズへの対応の検討

4 情報発信力の強化

- (1) 多様な媒体や機会の活用
- (2) 様々な地域情報の発信強化
- (3) 障害のある人等に対する情報アクセス等のバリアフリー化の推進

1 総合相談体制の重層化

- (1) 身近に相談できる体制づくり
- (2) コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センターの機能の充実

2 地域・多機関ネットワークの強化

- (1) 地域防災力の強化
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) ひきこもりの人を支えるネットワークづくり
- (4) 成年後見制度利用の促進
- (5) 再犯防止の推進
- (6) 虐待防止・対応のための仕組みづくり

みんなで創意工夫し支えあう

基本目標1 多様で多くの人が支えあい活動の担い手になっている

1) 支える人を育てる・増やす

(1)小・中学校での福祉教育・社会貢献学習の推進

○ 社会貢献学習

市内の幼稚園、小中学校に対して、社会貢献や福祉教育に関する情報提供や啓発を行い、学校と地域との連携をサポートします。

○ 多様性の学習

あらゆる人を排除しない福祉教育プログラムを通じて、子どもたちが多様性を学ぶ機会をつくり、多様性に関する福祉教育を推進します。

(2)高校や大学等との連携の強化

○ 高校生のボランティア活動

市内高等学校へ、ボランティアや地域活動に関する情報提供を行い、子どもたちの学びの機会をサポートし、高校生の福祉やボランティア活動への参画を促進します。

○ 大学との連携

連携協定を結んでいる和歌山大学や桃山学院大学との連携を深め、学生を対象とした地域福祉に関する啓発や、まちづくりに実践的に関われる人材の育成に努めます。

(3)地域での福祉教育・社会貢献活動の推進

○ 支えあいの学びの充実

地域での研修会の企画への助言や、暮らしに役立つ知識や情報を提供する出前講座の講師派遣等を通じて、市民の幅広い学びをサポートし、地域における支えあいを学ぶ機会を充実します。

○ ボランティア養成の充実

市民ニーズに見合った、市民が地域課題解決に関わるきっかけとなるようなボランティアの養成を推進します。

○ 人権に関する法律等の啓発

だれもが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会の実現に向けて、地域において人権3法(障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法)の周知や啓発を行います。

(4)寄附文化の醸成

○ 寄附の推進

災害義援金の受付や災害支援を行っている日本赤十字社募金等、目的を明確化した寄附の募集を推進します。

○ 寄附教育の推進

寄附はボランティアと社会貢献の両輪であるという認識のもと、子どもたちが寄附について正しい知識と理解を得られるよう小中学校へ情報提供を行い、寄附教育を推進します。

(5)新たな市民活動の担い手の発掘と育成

○ 担い手の発掘

ボランティア講座の開催等により、ボランティア活動の新たな担い手の確保を促進します。

○ 事業者のバンク登録

社会貢献活動のための事業者バンク登録情報を市民へ周知し、事業者の社会貢献活動を推進します。

2) 支える人を支える

(1)市民活動を支える中間支援機能の強化

○ 中間支援機能の強化

市民活動サポートセンターにおいて、地域の課題解決を担う市民活動実践者の育成と活動支援を行い、中間支援機能強化に努めます。

○ ボランティア活動支援の充実

① 学習支援、部活動支援、図書の整理や花壇の整備、学校行事の支援、登下校の見守り等のボランティア活動を支援することで、地域と学校の連携・協働を推進します。

② 学校支援地域本部等の教育分野や岸和田ファミリーロードプログラムの環境美化活動等において、市民・自治会・企業等と協力し、ボランティア活動を支援します。

(2)災害時のボランティア支援体制の構築

○ 災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な庁内調整を進め、災害ボランティアの支援体制を構築します。

(3)社会福祉法人による地域貢献活動の推進

○ 地域貢献活動実施に向けた支援

地域の課題や先進的な取組事例の情報共有や情報発信を行い、社会福祉法人の地域貢献活動を支援するため、社会福祉活動支援地域協議会を開催します。

基本目標2 地域で支える活動の基盤が強くなっている

1) 支える活動の基盤の強化

(1)地域福祉活動の推進

○ 地域組織間の連携

各地域での取組の情報収集を行い、相互に情報交換ができる場を設け、地域組織間の連携を図ります。

○ リーダーの育成

市民活動団体を対象にした運営や組織体制に関する各種講座やイベントを開催し、リーダーの育成を図ります。

(2)地区福祉委員会との連携

○ 助けあいの網の目づくり

地区福祉委員会と連携を図り、助けあいの網の目づくりを推進します。

(3)ボランティアの新しいあり方の検討

○ 担い手の発掘

ボランティア講座の開催等により、ボランティア活動の新たな担い手の確保を促進します。

2) 地域における交流拠点の充実

(1)公民館や町会館等を活用した地域の拠点づくり

○ リビングの充実

交流拠点の確保と、新たに立ち上げる際には民間助成金の紹介等、自主的な財源確保への支援を行い、誰もが集えるリビングの充実を図ります。

○ 生活課題を抱える人の居場所

生活課題を抱える人を対象に、自由に集い、知らない者同士が触れ合える居場所の確保を図ります。

(2)空家等を活用した地域の拠点確保

○ 居場所としての利活用

地域の居場所としての空き家の利活用について、引き続き庁内関係部局で協議を進めます。

○ 拠点確保の推進

空き家無料相談会等において空き家情報の収集に努め、地域の拠点確保を図ります。

3) 地域で当事者・家族に寄り添う

(1)身近な相談機会の提供

○ 出張相談会の実施

コミュニティソーシャルワーカーの出張相談会を、市民センターのほか、ショッピングセンター等の人が集まりやすい場での開催も増やし、市民にとって身近な相談機会の提供を図ります。

○ 防犯の取組の推進

地域の多様な場で出前講座等を開催し、防犯への取組を推進します。

(2)生活に困難を抱える人を地域で支える仕組みづくり

○ 認知症サポーターの養成及び活動推進

市内各所で認知症サポーター養成講座を開催するとともに、サポーターの講師役となるキャラバンメイトの養成も行い、認知症サポーターの活動を推進します。

○ 認知症の早期発見

認知症の早期発見に向けて「物忘れ相談プログラム」を活用した福祉まるごと相談会を実施するとともに、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的に、認知症初期集中支援チームの設置を推進します。

○ 医療と介護の連携推進

医療や介護が必要な状態になってもできるだけ住み慣れた地域で生活が継続できるように、認知症専門医、かかりつけ医及び介護専門職等の連携を推進します。

○ 家族の負担軽減に向けた支援

家族介護者の知識向上・情報交換を目的に「認知症の人を支える家族のつどい」を開催し、同じ悩みを持つ者同士の交流を深める場を提供し、家族の負担軽減を支援します。

また、介護の専門職に対し意見を求める場の提供にも努めます。

○ 若年性認知症への支援

若年性認知症の人に対する理解のための啓発を進めるとともに、会員同士の交流促進を図り、本人や家族を支援します。

○ 見守りSOSネットワークの充実

認知症の高齢者等、行方不明になった方の早期発見のために、見守りSOSネットワークを充実します。

○ 認知症カフェの増設

公民館や集会所だけでなく、事業所や空きスペース等の利用を検討し、認知症カフェの増設を図ります。

(3)地域とつながるための見守り体制の充実

○ 自殺を防ぐためのネットワークの構築と人材育成

自殺防止のために、「いのちをつなぐ絆ネットワーク会議」を継続して開催し、庁内外の関係機関によるネットワークを更に深め、積極的な情報交換を行い、自殺を防ぐためのネットワークの構築を図ります。

また、市民の相談窓口となる機会の多い市職員や外部機関の職員を対象にした研修や、関係機関との共催による研修を開催し、「ゲートキーパー」の養成を進めます。

○ 見守り体制の充実

地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)、地域包括支援センターによる取組に加え、新聞や電気・水道・ガス事業者等とも連携し、支援を必要とする人の早期発見や地域からの孤立を防ぐため、見守り体制の充実に努めます。

○ 子どもの見守り体制の充実

市民に広く呼びかけて、「子どもの安全見まもり隊」のボランティアや協力者の増加を目指すとともに、「こども110番の家」のタペストリー、マニュアルを各小学校、町内会へ配布し、地域での子どもの見守り体制の充実に努めます。

(4)地域における健康づくり・介護予防に向けた取組の推進

○ 地域での生涯スポーツと健康づくり

地域での孤立化の防止と健康づくりの促進のため、市民が自主的に介護予防体操等を行える機会を市内全域に広げます。

(5)高齢者、障害のある人等に対する生活支援ニーズへの対応の検討

○ 公共交通ネットワークの整備

地域巡回ローズバスについて、運行ルートやダイヤの見直しを検討しつつ適正な運行管理を行いながら、交通まちづくりアクションプランに基づき、地域バス等様々な移動手段の導入の検討を行い、公共交通ネットワークの整備に努めます。

○ 買い物支援の取組についての検討

買い物が困難な高齢者、障害のある人等への支援として、行政、地域やNPO、ボランティア団体、事業者等の連携・協働により、朝市の開催や無料宅配サービスや移動販売(移動スーパー)等のサービス等、地域特性に合った取組を検討し、買い物支援を図ります。

○ 生活支援に関する取組の検討

生活支援に関しては、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした介護予防・日常生活支援総合事業において高齢者へ啓発活動を行いながら、主体的な参画を促します。

4) 情報発信力の強化

(1)多様な媒体や機会の活用

○ 広報きしわだの充実

広報きしわだを市内の主な公共施設やJR・南海電鉄の各駅、コンビニエンスストアに備え付け、市民が必要な情報を簡便に入手できる環境を更に充実させます。

また、点字版や音声版の広報きしわだの周知を進めます。

○ 多様な媒体の活用

テレビ岸和田やラヂオきしわだを活用し、日常的に市政情報や関連イベント・講座についての情報提供や、取材の依頼を行います。

また、ホームページやSNSを活用した情報発信を積極的に行います。

(2)様々な地域情報の発信強化

○ 地域や団体活動の情報の収集と発信

拠点や活動分野を越えた地域や団体の多様な活動について情報集約を行い、適切な情報媒体により積極的に発信します。

(3)障害のある人等に対する情報アクセス等のバリアフリー化の推進

○ 障害のある人等に対する情報保障

視聴覚に障害のある人や外国人等、地域の情報を得るのに制約がある人に対しては、点訳や音訳、手話通訳、筆記通訳等による情報保障やコミュニケーション支援及び多言語による翻訳資料といった様々な合理的な配慮により情報提供を行います。

また、障害や年齢、環境の違いに関係なく、誰でも同じように情報を得ることができるホームページの普及をめざします。

基本目標3 丸ごと支える仕組みがしっかりとできている

1) 総合相談体制の重層化

(1) 身近に相談できる体制づくり

○ 出張相談会の実施【再掲】

コミュニティソーシャルワーカーの出張相談会を、市民センターのほか、ショッピングセンター等の人が集まりやすい場での開催も増やし、市民にとって身近な相談機会を提供します。

○ 関係機関同士のネットワークづくり

地域ケア会議等、行政・専門職・市民等が参加する会議を通じて関係の構築を図り、専門職同士の日常的な情報共有と連携を図り、身近に相談できるネットワークづくりを進めます。

(2) コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センターの機能の充実

○ コミュニティソーシャルワーカーの機能充実

コミュニティソーシャルワーカーが地域の活動について現状を把握し、支援を必要とする高齢者、障害のある人、子育て中の親等に対する相談、見守り、必要なサービスへつなぐため、専門性の習得や能力向上のための研修を受講し、機能充実を図ります。

○ 地域包括支援センターの相談機能の強化

地域包括支援センターが、介護予防や自立支援に加え、未就労者、住宅等の生活関連領域を含めた様々な相談内容に応じ、適切な支援を迅速に行えるよう、職員の研修会や事例検討会等を実施し、相談機能の強化を図ります。

○ 地域全体で支えあうネットワークの推進

地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを中心とした地域課題の解決に向けた多職種連携による地域ケア会議を充実し、介護・医療サービス、ボランティア活動、地域の見守り活動等の様々な社会資源を当事者や家族へつなぐとともに、ケアマネジャー（介護支援専門員）や民生委員・児童委員等、課題を抱える人を支援する人同士のネットワークの構築も推進します。

2) 地域・多機関ネットワークの強化

(1) 地域防災力の強化

○ 防災福祉コミュニティづくりの推進

防災福祉コミュニティの組織率を向上させるための立ち上げ支援を行うとともに、各地域で行う市民参加型の総合訓練の企画、講師派遣や備品の貸し出し等を支援し、市民とともに防災福祉コミュニティづくりを推進します。

○ 避難行動要支援者の把握と情報共有

自力での避難が難しい障害者や高齢者などの対象者に対し、広報、市ホームページ、講座等により避難行動要支援者支援制度の周知・啓発を図ります。また、避難行動要支援者名簿の提供に同意した方の名簿を避難支援者(町会・自治会、民生委員・児童委員等)へ配付し、見守りネットワークを推進します。また、名簿の提供に同意していない人への働きかけを進めます。

○ 避難行動要支援者支援プランの推進

避難行動要支援者支援連絡会議を年1回開催し、プラン等の確認を実施します。また、避難行動要支援者の個別避難計画の策定も進めます。

(2) 生活困窮者への支援

○ 生活困窮者への支援

庁内関係課及び庁外関係機関に生活困窮者自立支援事業に関する周知を行うとともに、積極的な訪問支援等(アウトリーチ)により生活困窮者を早期発見し、相談につなげ、各種支援事業等を活用して自立のための支援を行います。

○ 就労困難者の就労支援体制の推進

障害のある人や高齢者、ひとり親家庭の父母等の就労困難者の就労を促進するため、関係機関との連携による職業相談の実施を図ります。また、すぐに一般就労が難しい就労困難者に対しては、就労準備講座や就労準備・訓練事業による支援を実施します。

○ 貧困の連鎖解消への対応

生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援事業を行い、貧困の連鎖防止を図るとともに、中学3年生に対しては、高校進学のための学習支援を行います。

○ 住宅喪失者への対応

離職等によって、家賃が払えず住まいを失った方、または失う恐れのある方で、支給にあたっての要件を満たした方に対して、家賃相当を期限付きで支給します。

一定の住所を持たない困窮者に対し、安定した住まいを確保できるまでの間、宿泊場所等の提供を行います。

(3)ひきこもりの人を支えるネットワークづくり

○ 関係機関との連携強化

保健所、若者サポートステーションと連携して支援を行い、ひきこもりの人を支えます。

○ ひきこもりの人のニーズ把握

ニーズの発掘、セミナーの実施に努め、ひきこもりの人のニーズにあった支援を進めます。

(4)成年後見制度利用の促進(岸和田市成年後見制度利用促進計画)

○ 地域連携ネットワークの充実

① これまで構築してきた関係機関との連携を地域連携ネットワークとして捉え、引き続き支援します。

② 権利擁護支援会議の運営に参画し、権利擁護支援が必要と考えられるケースの把握や対応について検討する場を設けるとともに、成年後見制度利用促進のため、関係機関との連携や、親族がいない人等の支援を進めます。

③ 本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みを整備します。

○ 研修会の充実

① 担い手の育成・活動の促進を目的に、大阪府、大阪府社会福祉協議会が主催するセミナーを広く周知します。

② 成年後見制度や日常生活自立支援事業の啓発のため、権利擁護をテーマとした市民向け、専門職向けのセミナーの開催を継続します。

○ 市民後見人の養成

財産管理や介護サービスの手続き等の身上監護を行う成年後見人等の新たな担い手として、市民の立場で後見人となる市民後見人を「大阪府後見支援センター」と協力し養成します。また、権利擁護セミナーをととして、周知啓発を行います。

○ 市民後見人への支援

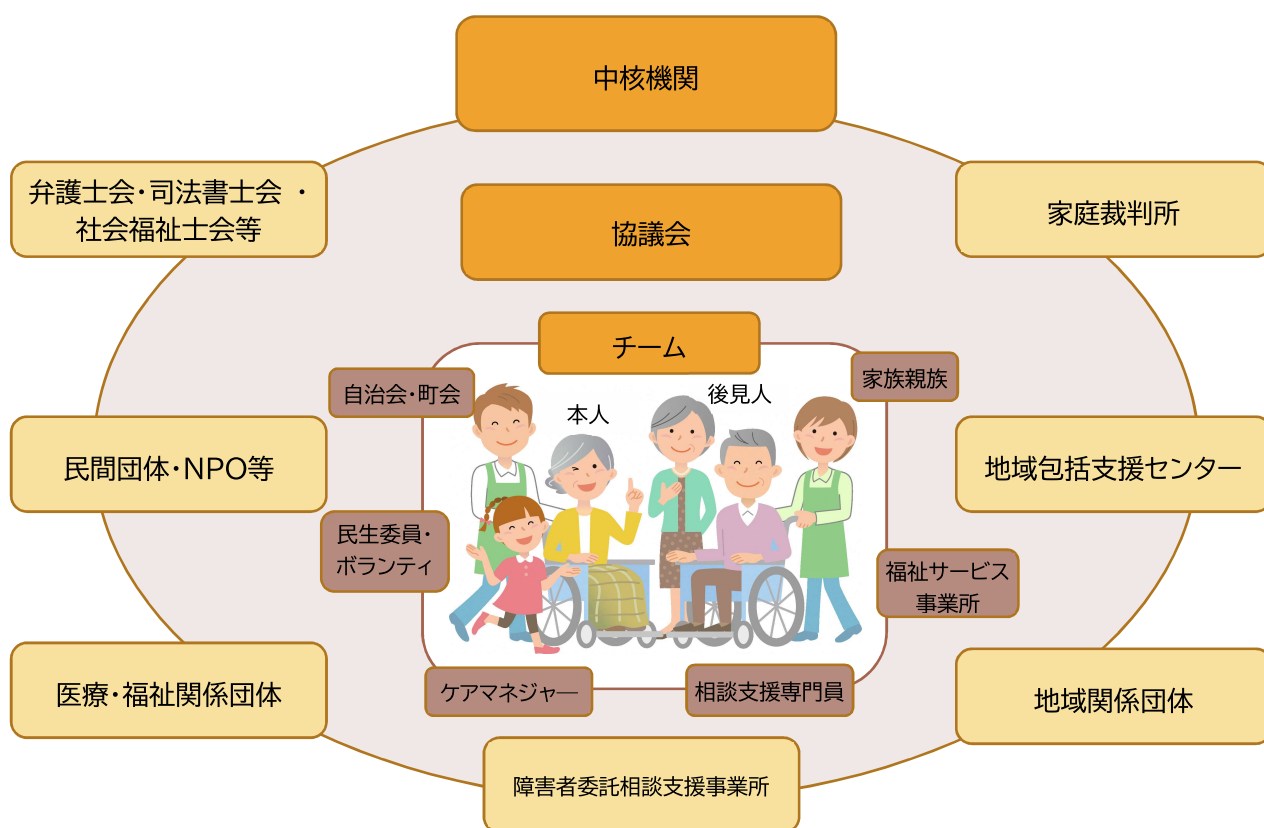
市民後見人候補者を大阪府後見支援センターにバンク登録し、受任者調整(マッチング)を経て、家庭裁判所へ候補者の推薦をします。家庭裁判所から後見人等に選任された場合

に、適切にかつ安心して後見活動できるよう、フォローアップ研修、専門相談等の支援を行います。

○ 中核機関の設置

成年後見制度が必要な方への利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」の設置を検討します。

地域連携ネットワーク(イメージ)



(5)再犯防止の推進(岸和田市再犯防止推進計画)

○ 庁内の横断的な体制の整備

再犯防止に関し庁内関係部局で綿密に情報を共有し、庁内の横断的な体制の整備を検討します。

○ 更生保護ネットワークの強化

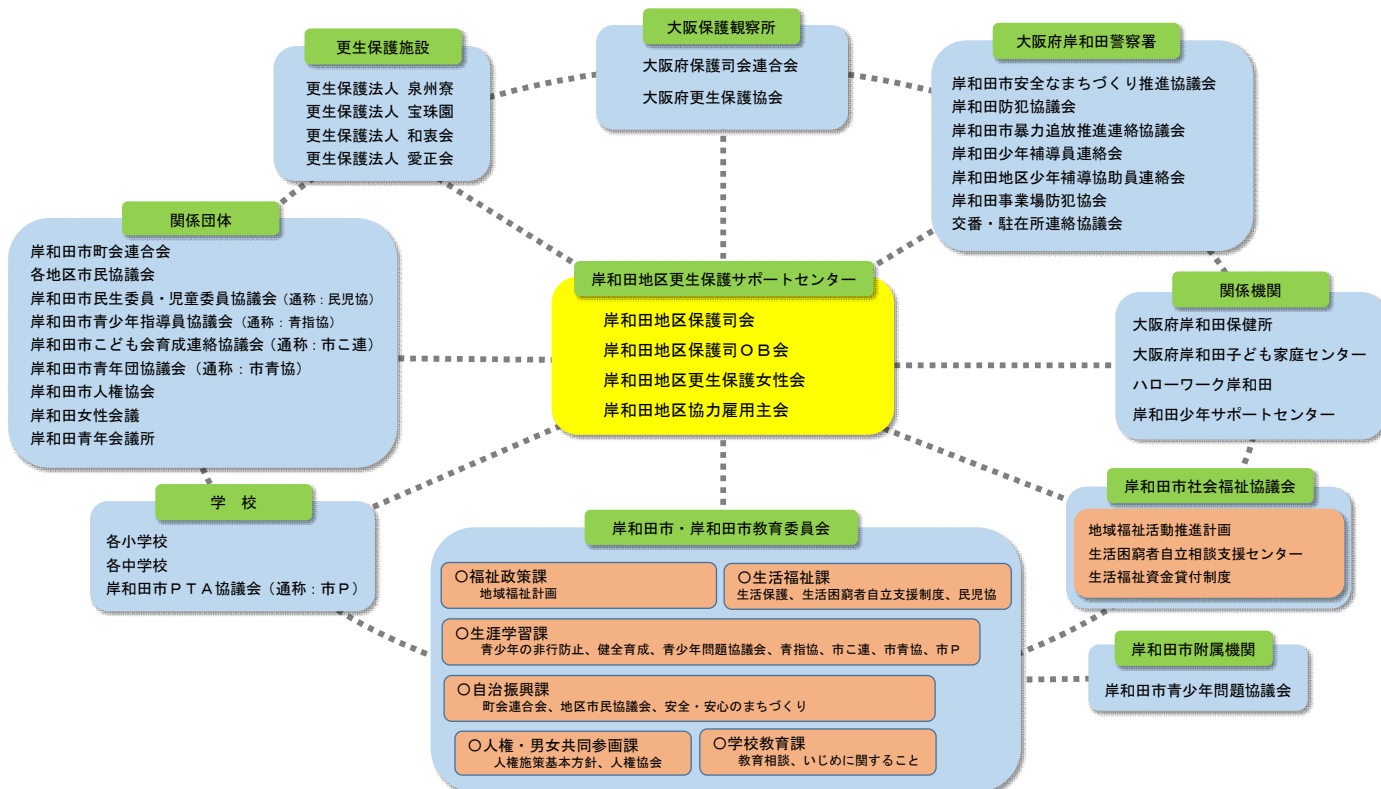
更生保護ネットワークは、岸和田地区更生保護サポートセンターが中心となり、大阪保護観察所、更生保護施設をはじめ、地域団体、学校、行政、岸和田市社会福祉協議会等の多くの関係機関で構成しており、このネットワークの強化を図るため、更生保護サポートセンターへの運営支援や連携を進めます。

また、再犯防止に向けての重要となる就労や住まいの支援機関などとの連携の充実を図ります。

○ 活動支援

保護司及び更生保護ボランティアの確保と活動支援を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。

更生保護ネットワーク



○ 福祉的な支援による犯罪の防止

貧困や社会的孤立による犯罪の防止に向けて、生活困窮者自立支援事業をはじめとする各種事業を活用した支援を行います。

障害や認知症などが起因して犯罪の加害者になってしまう場合があることも踏まえ、介護や日常生活の支援が必要な人が適切な福祉サービスを利用できるように支援します。

○ 広報・啓発活動の推進

“社会を明るくする運動”などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進するとともに、市ホームページや広報誌において、保護司及び更生活動について周知し、市民の理解を促進します。

薬物や薬物依存症について、関係機関が実施している啓発活動について市ホームページで情報発信します。

(6) 虐待防止・対応のためのしくみづくり

○ (子ども)相談窓口の周知

市民に対し、子どもの虐待を発見した際の相談窓口や対応方法の周知を継続して行います。また、全国共通の児童相談所の虐待通告ダイヤル「189」(いちはやく)の広報活動を実施します。

○ (子ども)連携の強化

子どもの虐待の防止や早期発見のため、関係機関が虐待の認識を深め、課題解決に向けて速やかに対応できる体制の充実を図ります。

また、虐待だけでなく、養育・非行・不登校等、様々な相談に対応できるように、複数の関係機関との連携を図り、相談担当者の研修を充実します。

さらに、ケース会議を開催し、情報共有、家庭への支援について、関係機関との連携の充実を図ります。

○ (高齢者・障害のある人)虐待防止ネットワークの推進

高齢者・障害のある人の虐待や早期発見のため、実務者会議の開催等により関係機関との連携を図り、虐待防止ネットワークの強化・充実を推進します。

○ (高齢者・障害のある人)関係機関・事業者等への啓発

介護保険事業所、障害福祉サービス事業所の職員向け虐待防止研修の実施や、パンフレットの配布等により、虐待防止の周知、啓発を進めます。

○ (高齢者・障害のある人)被害者の安全確保

虐待を受けた人の一時保護に、いつでも対応できるための居室を確保し、被虐待者の安全確保を図ります。

また、保護した後は、関係機関と連携しながら、安心・安全な生活に向けた支援の充実を図ります。

○ (DV)相談窓口の周知

地域に出向いての講演会・研修会、街頭啓発等を通じて、DVについての啓発と、相談窓口の周知を行います。

○ (DV)関係機関等との連携の強化

DV被害者支援のため、相談窓口担当者会議で情報共有し、連携強化を図るとともに、警察や大阪府等の関係機関との連携を強化します。

○ (DV)被害者の安全確保

被害者の安全確保を行うため、大阪府女性相談センターに一時保護を依頼するとともに、同行支援を行います。

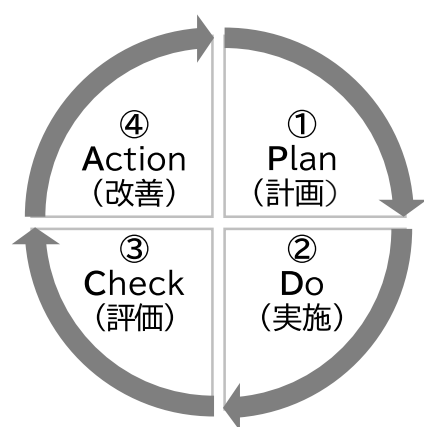
第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制と評価・検証

本計画は、福祉分野の個別計画の上位計画に位置づけられるものであり、個別計画が取り組むべき施策の方向性を示しています。ここで示した施策は本市が実施するもので、住民、企業・事業所、社協などと連携・協働し着実に推進していきます。

そのため、計画の進行管理については、住民、関係団体、学識経験者、市、社協、岸和田地区更生保護サポートセンター等で構成する「(仮)地域福祉推進委員会」を設置します。社会情勢等の動向も十分に踏まえつつ、総合的な進捗状況の点検及び評価を年度ごとに実施します。

また、本計画の進捗評価については、「取組の量的・質的な評価」を実施していきます。



<地域福祉計画におけるPDCAサイクル>

- ① 地域福祉計画の策定・改定
- ② 施策・取組の着実な実施
- ③ 実施した施策・取組の検証
- ④ 地域福祉計画の継続的な改善

2. 増進型地域福祉活動を推進する主体

そして、地域団体や学校、企業や商店、サービス提供事業者等、様々な社会の構成員が主体的にそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら取り組むことが重要です。

増進型地域福祉は、まちづくりの土台となる隣近所や町会、自治会等の地縁組織等と行政が連携・協働することで、大きく推進していくことを想定しています。多様化する住民ニーズや広域化する課題が増える状況の中で、従来の縦割りの関係から、横のつながりを重視した関係を築き、それぞれの主体の活動を支援します。

3. 増進型地域福祉活動を支援する主体

増進型地域福祉活動の主体は市民ですが、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等の地域に関わる専門職が、市民が地域活動に取り組んでいくための支援を行うことが必要です。本計画においては、基本目標を「1 多様で多くの人が支えあい活動の担い手になっている」、「2 地域で支える活動の基盤が強くなっている」、「3 丸ごと支える仕組みがしっかりとできている」を掲げており、住民による地域活動を基盤とし、地域では解決できない課題に対して、さまざまな専門職が相互連携によるバックアップを行います。

また、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー等の専門職が、ニーズの発掘や課題等の分析・調整等を、さまざまな住民、関係団体、関係機関とともに行っていくことが必要です。

第4章 地域福祉計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

1) 岸和田市における地域福祉のあゆみ

(1) 当事者団体による主体的な活動の展開

地域福祉という言葉がまだ一般的に普及していない昭和40年代以降、障害のある人たちやその家族による盲人福祉協会(現在の視覚障害者協会)や肢体不自由児父母の会(現在の肢体不自由児者父母の会)、手をつなぐ親の会(現在の手をつなぐ育成会)、聴覚障害者福祉会等の当事者団体が組織されるとともに、障害児を守る会(現在の障害児(者)を守る会)、手話サークル「やじろべえ」等の支援者やボランティアの組織化も進み、活発な活動が展開されました。そして、障害のある人たちの働く場や交流の場としての共同作業所づくりの取組が活発に展開されました。

また、働く女性の増加に伴い、主婦を中心に保育所増設の運動が盛り上がり、共同保育所づくりの活動が活発に展開する等、福祉課題を担っている当事者による様々な活動が展開されてきました。

(2) 福祉積極型の施設整備

行政においても、この時期、いながわ療育園、パピースクール、しいのみ学級等の積極的な施設整備を行うとともに、共同保育所への公的助成や公立保育所の増設等の施策を実施しました。

また、昭和48年に建設された福祉総合センターの老朽化が進み、地域福祉推進のための拠点機能の充実等を基本方針とした「新福祉総合センター」の整備が完了し、平成29年7月に開館しました。

(3) 地域を基盤とした小地域福祉活動

昭和53年以降、失われつつあるコミュニティの維持・再生を図り、地区内の諸課題の解決に向けて市民が自治的に取り組むことを目的に、コミュニティ計画に基づき、町会・自治会を各小学校校区単位で組織化した「地区市民協議会」が組織化され、その中には福祉部会をはじめ地域課題に応じていくつかの部会が置かれました。

また、社協により、市民主体の住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的に、小学校校区単位で「地区福祉委員会」の組織化が進められ、地区の活動として、平成10年度より市民が中心となって、福祉課題を抱えた市民を地域の中で支える活動である「小地域ネットワーク活動」を推進してきました。

(4) 多様な地域活動の進展

近年では、地域生活課題の複雑化・複合化や、課題分野も福祉に加え、医療・健康、就労、教育等の多岐にわたる分野が課題となってきています。これらを背景に、本市における活動も、地

縁組織による地域活動のみならず、ボランティア団体やNPO、当事者団体あるいは子育てサークル等、同じ目的等によって集まり、地域を越えて活動するテーマ型のグループが多く活動するようになっています。そして、こうした活動を支援するために「市民活動サポートセンター」が平成29年に開設され、社協が運営する岸和田市ボランティアセンターと役割分担して、多様な地域活動を支援します。

2) 岸和田市における地域福祉計画

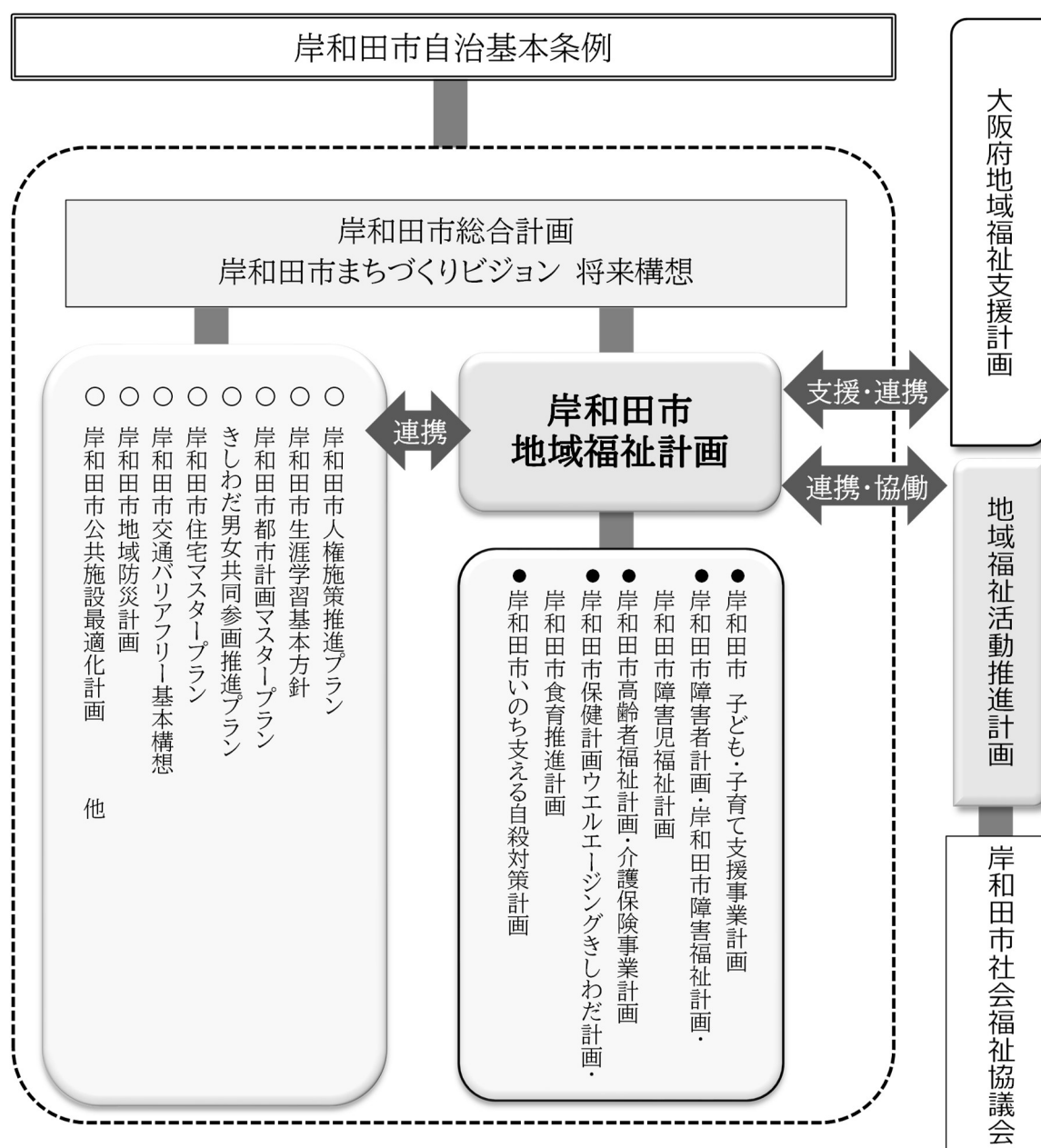
本市では、これまで第2次岸和田市地域福祉計画から、社協地域福祉活動推進計画と一体的に策定し連携、協働しながら地域福祉を推進してきました。第4次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画を平成28年度に策定し、地域福祉の推進に取り組んでいましたが、令和3年度で計画の最終年を迎えるにあたり、令和4年度を初年度とする本計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、福祉分野の個別計画の上位計画とし、「岸和田市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月策定）及び「岸和田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3年3月策定）、「第5次岸和田市障害者計画・第6期岸和田市障害福祉計画・第2期岸和田市障害児福祉計画」（令和3年3月策定）、「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」（平成25年3月策定）等との整合に配慮しながら策定しています。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「岸和田市成年後見制度利用促進計画」、及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「岸和田市再犯防止推進計画」の両個別計画を包含するものです。

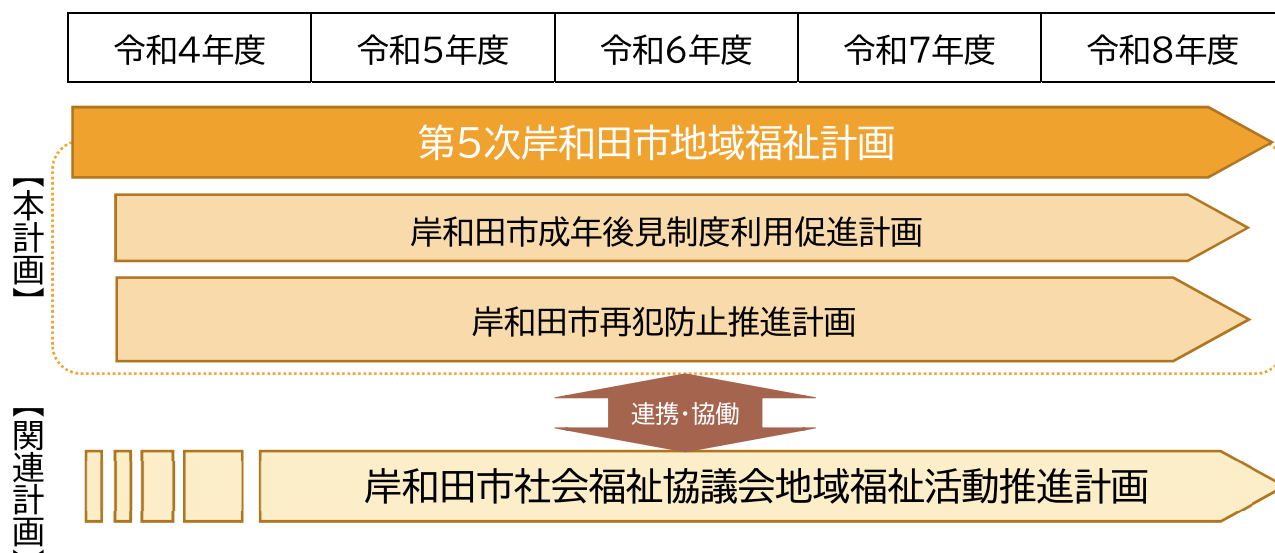
第5次岸和田市地域福祉計画と他の関連計画との関係



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

これまで一体的に策定してきた社協地域福祉活動計画とは、それぞれ独立しますが、施策の展開にあたっては、連携、協働を図りながら一体的に取り組みます。



4. 法制度の動向

1) 社会福祉法の改正

全国的に少子高齢化、単独世帯の増加が進む中、先述のとおり、人々が生活する上での生活課題は複合化・複雑化し、また、人口減少による地域の活力や持続可能性の低下は、地域・家庭・職場といった生活の場における支えあいの基盤を弱める可能性があります。人と人、地域と地域の結びつきの再構築により、孤立せずに地域住民が自分らしい生活を送ることができるような社会のあり方が求められています。

国は、このような社会的背景を踏まえ、さまざまな生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めています。

地域共生社会の実現は、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとされ、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、平成30年4月に施行されました。この改正に伴い、これまで市町村で、高齢者、障害者、児童といった対象ごとに計画が策定されていた内容について、共通して取り組むべき事項を地域福祉計画に盛り込むことで、福祉分野の個別の「上位計画」として位置づけることとされました。

また、令和2年法改正では、「事業を実施する場合」とされていた包括的な支援体制の整備が、努力義務に基づくものとする観点から、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」として、地域福祉計画に盛り込むこととされました。

2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立

認知症や障害を抱えている判断能力の十分でない人に代わって財産管理や契約を行う後見人を選任する成年後見制度が平成12年から始まっていますが、一方、制度の理解や周知が普及しないため十分に利用されていない状況です。このような状況を是正するため、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年5月に施行、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

この法律では、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることと定められています。

なお、社会福祉法の改正により、市民後見人等の育成や活動支援、権利擁護のあり方について、地域福祉計画を積極的に活用し、地域福祉として一体的に展開することが望ましいと示され、地域共生社会の一端を担うものであることから、本計画は「岸和田市成年後見制度利用促進計画」と併せて策定しています。

3) 再犯の防止等の推進に関する法律の成立

安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。罪を犯した者への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止において重要であることに鑑み、国は平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成29年12月に再犯防止推進計画を策定しました。

この法律では、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。

これを受けて、本市においても法を犯した人が円滑に社会復帰できるよう支援し、誰一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを実現するため、本計画は「岸和田市再犯防止推進計画」と併せて策定しています。

なお、岸和田市再犯防止推進計画の対象は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」です。この「犯罪をした者等」には、刑務所出所者や保護観察対象者だけでなく、起訴猶予処分が予定されている被疑者等を再犯防止施策の対象に含めます。

資料編

1. 本市における地域福祉を取り巻く現状

1) 統計にみる状況

(1) 総人口と世帯数

本市の人口は平成17年をピークに減少傾向に転じています。世帯数は平成12年から平成22年まで増加しており、平成27年にはわずかに減少していますが、平成27年から令和2年にかけては増加に転じ、減少前のピークの平成22年を上回っています。1世帯あたり人員は一貫して減少しており、核家族化が進行していることがわかります。

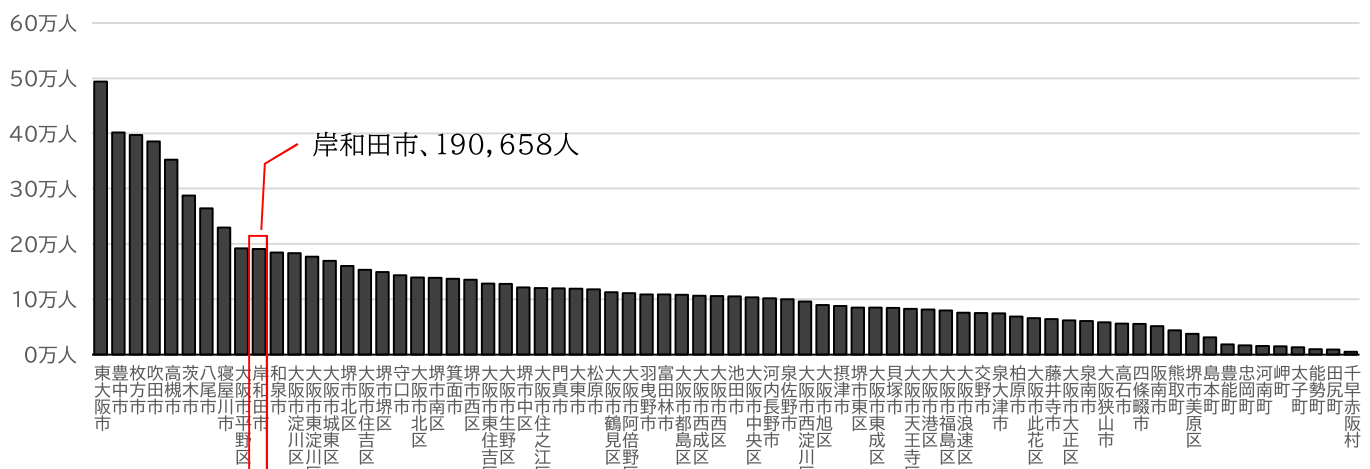
総人口と世帯数



資料) 国勢調査

【参考】

大阪府下の地域別総人口(令和2年)

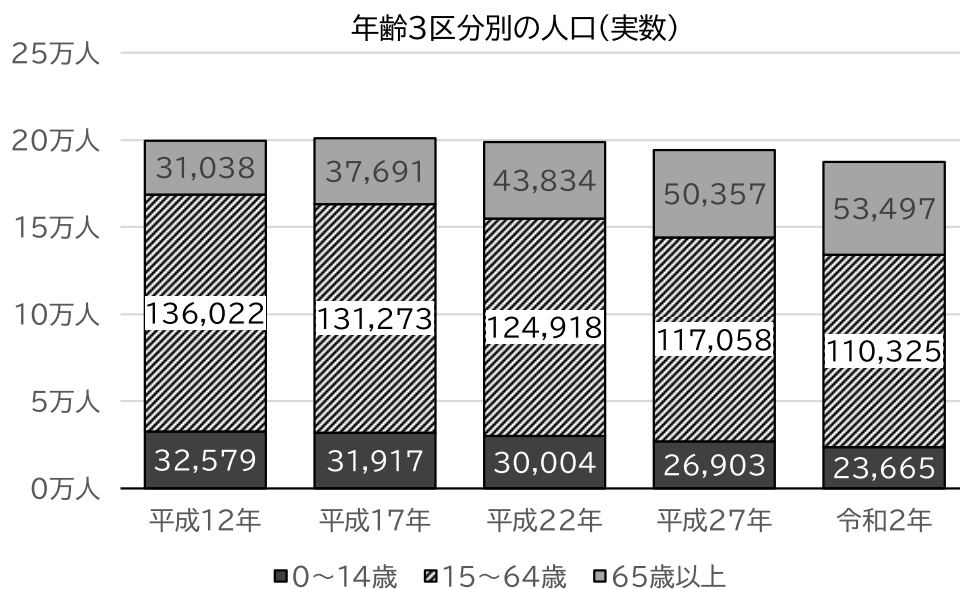


注) 大阪市及び堺市は区ごとに記載。大阪市の総人口は2,752,412人、堺市の総人口は826,161人。

資料) 国勢調査

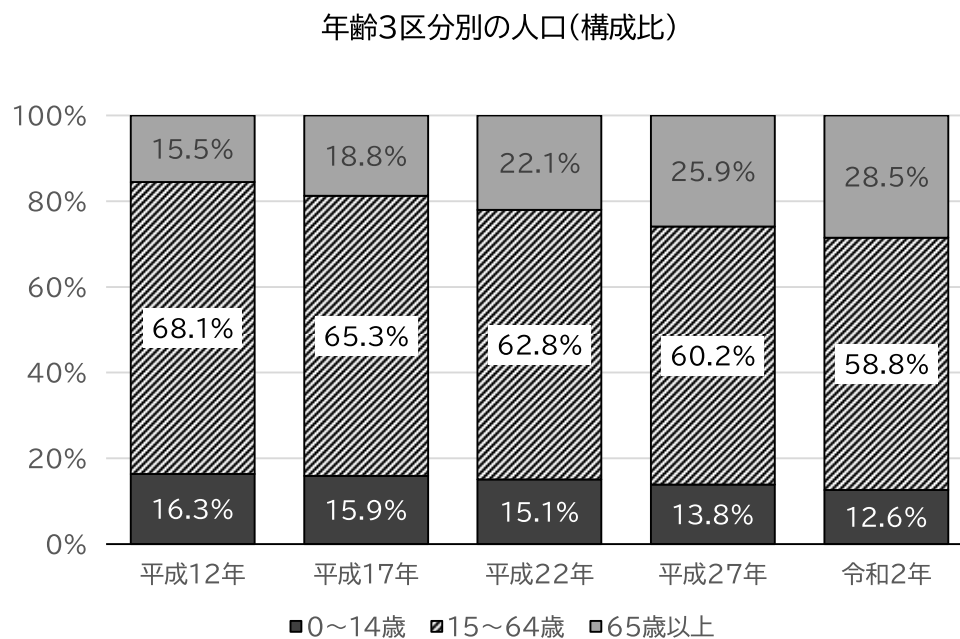
(2)年齢3区分別の人口の推移

年齢3区分別の人口をみると、実数、構成比ともに、0～14歳、15～64歳が一貫して減少し、65歳以上は増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。



注)「年齢不詳」は含まれていない。

資料)国勢調査

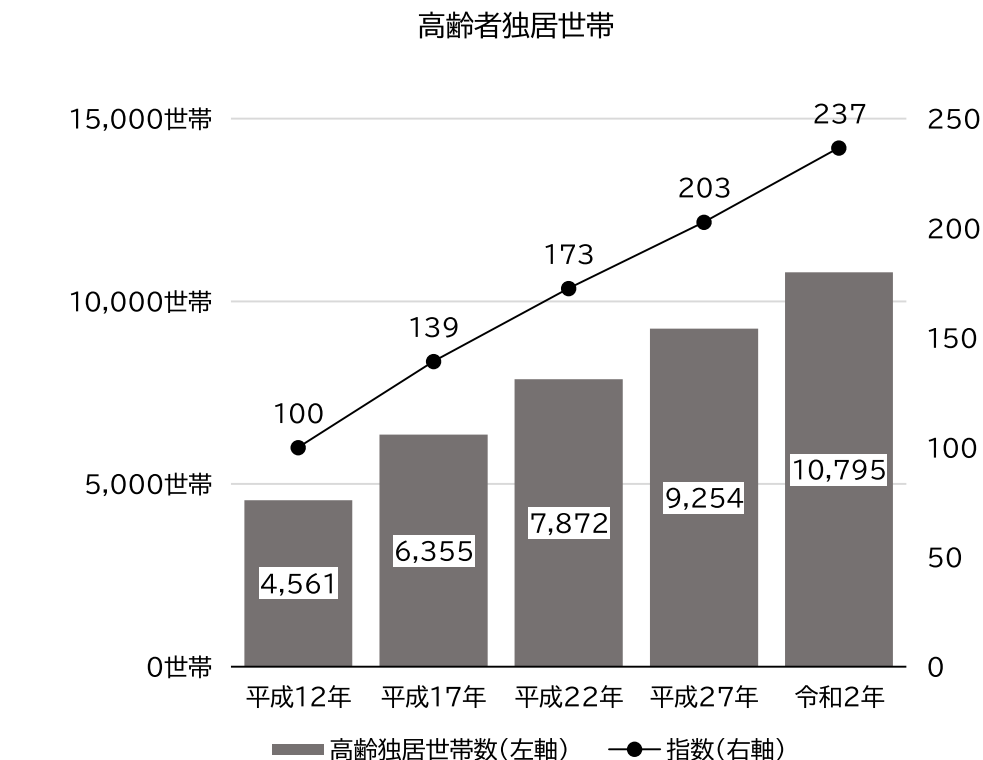


注)「年齢不詳」は含まれていない。

資料)国勢調査

(3) 高齢者独居世帯の推移

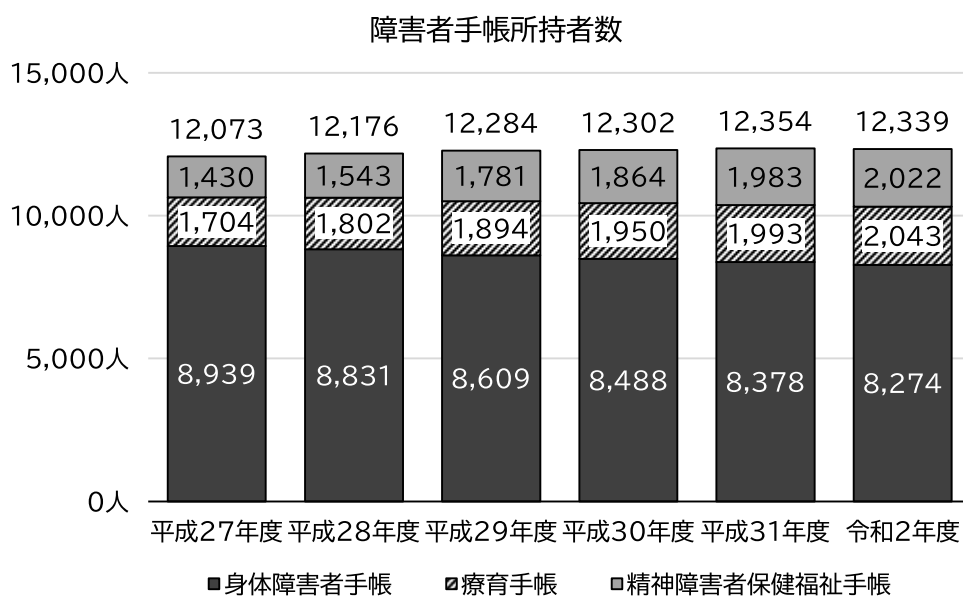
高齢者独居世帯は、平成12年から令和2年まで増加傾向で推移し、2倍以上の増加となっています。



資料) 国勢調査

(4) 障害者手帳所持者数の推移

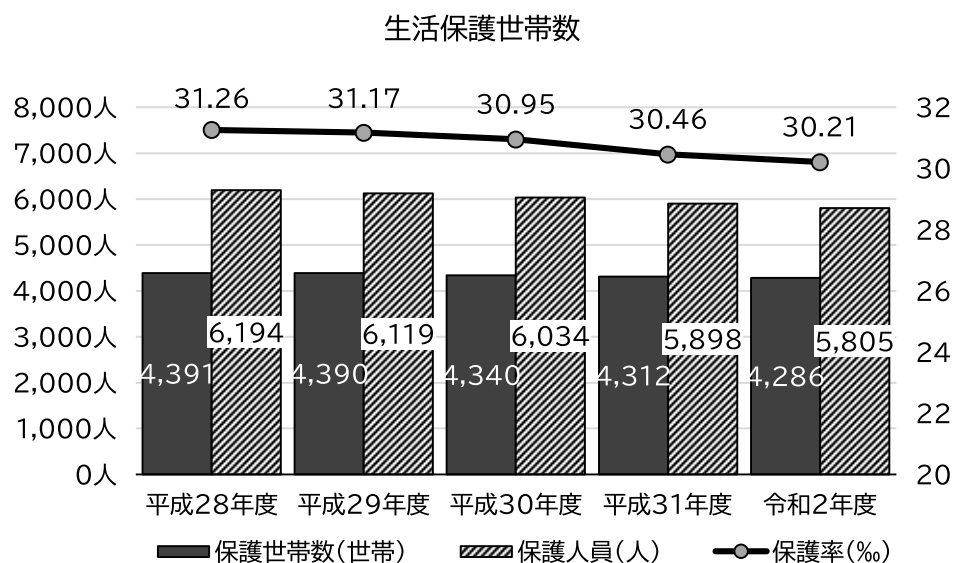
身体障害者手帳の所持者数は平成27年度以降減少していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は一貫して増加しています。



資料) 市調べ(各年度末現在)

(5)生活保護世帯数

生活保護世帯数、保護人員はともに平成28年度以降、減少傾向で推移しています。保護率も平成28年度以降、減少傾向で推移しています。



資料)市調べ(各年度末現在)

(6)就学奨励費の認定率

就学奨励費の認定率は、平成28年度から令和3年度まで小学校、中学校ともに低下傾向で推移しています。

就学奨励費の認定率

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
小学校	認定数	3,022	2,790	2,658	2,519	2,758
	児童総数	10,865	10,604	10,467	10,309	11,593
	認定率	27.8%	26.3%	25.4%	24.4%	23.8%
中学校	認定数	1,676	1,536	1,407	1,315	1,229
	生徒総数	5,737	5,527	5,306	5,112	4,971
	認定率	29.2%	27.8%	26.5%	25.7%	24.7%
合計	認定数	4,698	4,326	4,065	3,834	3,987
	小中総数	16,602	16,131	15,773	15,421	16,564
	認定率	28.3%	26.8%	25.8%	24.9%	24.1%

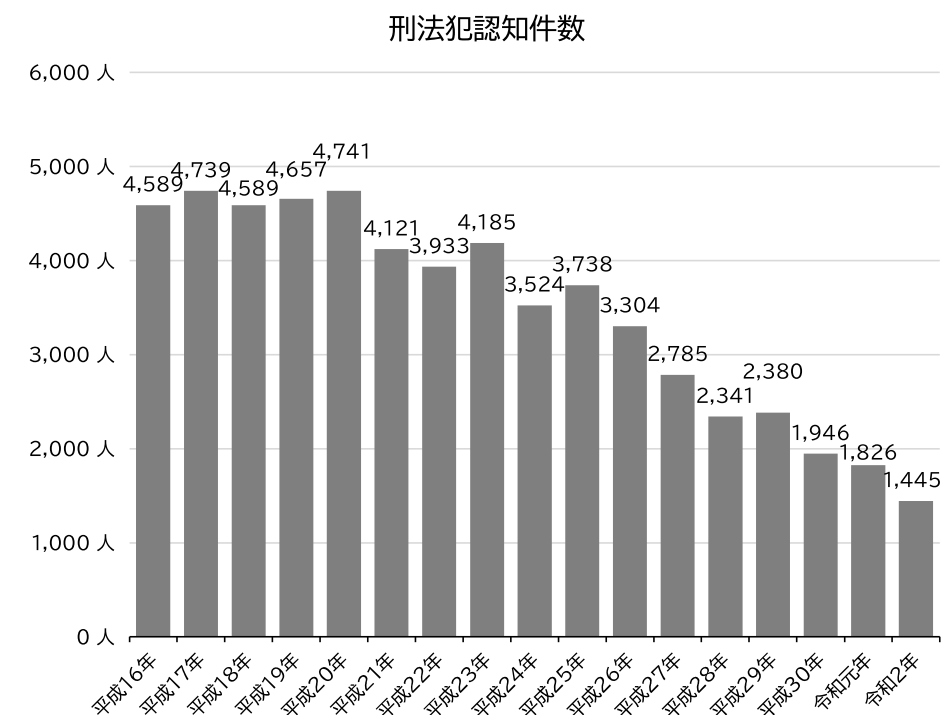
注)令和2年度より就学奨励費の費目の一つである「入学準備金」を入学前の5歳児に支給することになったため、令和2年度の小学校認定

定数は小1～小6の認定者に5歳児の認定者の合計値。平成31年度までとデータの連続性が失われていることに注意を要する。

資料)市調べ(各年度末現在)

(7) 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数は平成16年から平成20年までは、おおむね横ばい傾向で推移し、平成20年をピークに令和2年まで長期的に減少傾向で推移しています。

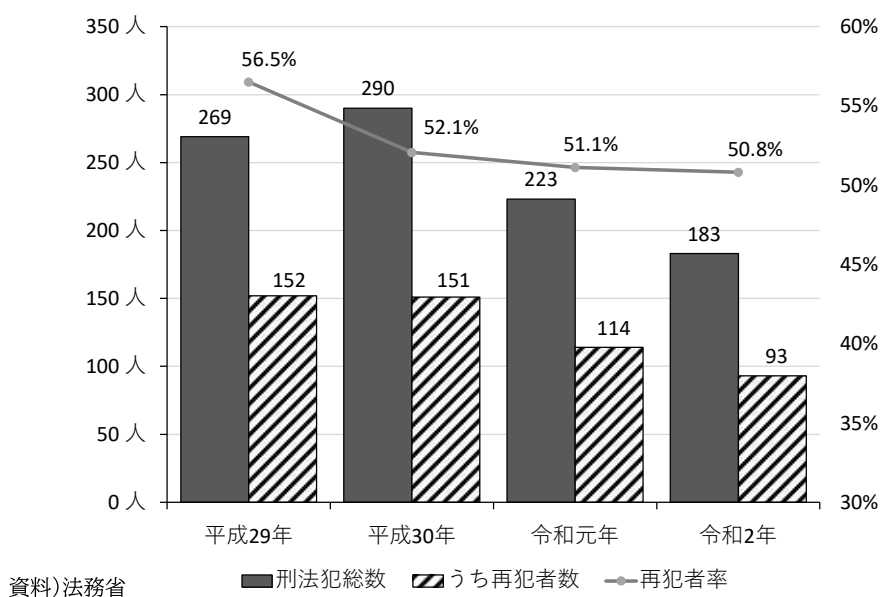


資料)大阪府警察

(8) 刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率

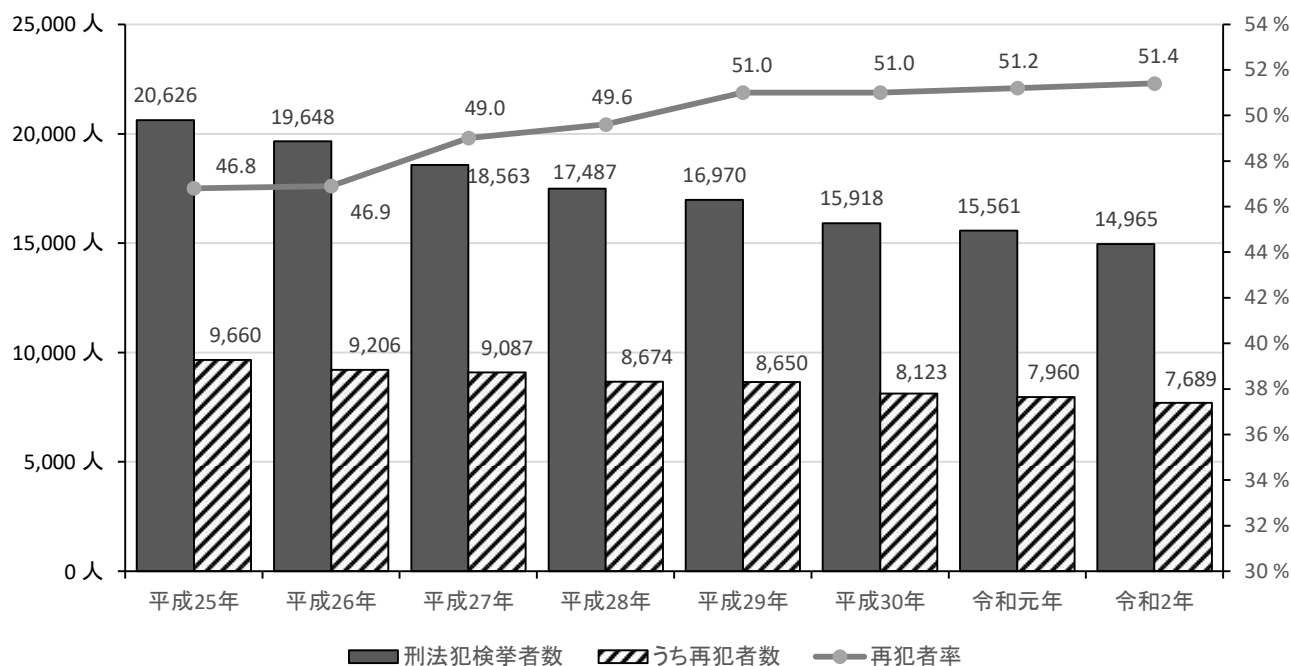
全国の刑法犯の検挙人員数は平成30年をピークに令和2年まで減少傾向で推移し、再犯者数、再犯者率は平成29年以降、減少傾向で推移しています。一方、大阪府の再犯者率は微増傾向にあります。

刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率(少年を除く)



【参考】大阪府内での刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率

刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率(大阪府)



2) 各種調査にみる状況

本計画の策定にあたり、現状を把握するためアンケート調査を実施し、また既存の調査を分析しました。ここでは、本計画の策定プロセスにおける調査分析の位置づけを説明したうえで、調査結果の概要を掲載します。

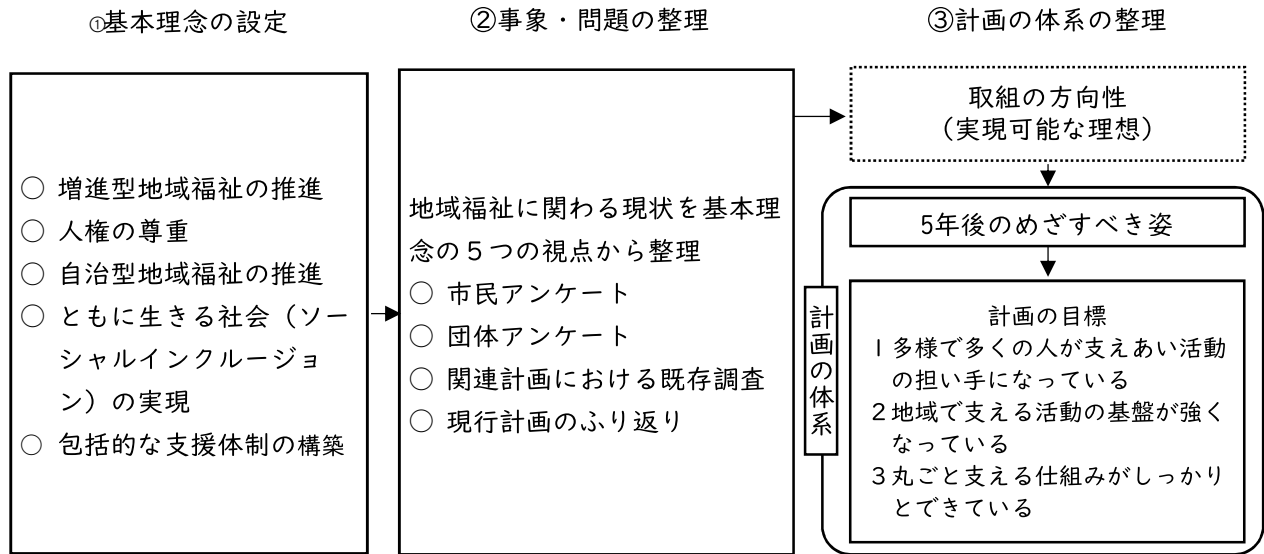
調査の対象は、市民アンケート、団体アンケート、関連計画における既存調査※、現行計画のふり返りの4つです。この4つの調査を分析し、現状の問題点や取組事例を整理しています。

本計画の策定プロセスは、初めに①「基本理念」を設定し、②4つの調査対象から「事象・問題」を抽出し、③「計画の体系」を整理しました。「計画の体系」は、「事象・問題」について実現可能な理想として「取組の方向性」を設定し、「5年後のめざすべき姿」を検討し、それを実現するための目標を設定しました。

※【対象とした既存調査】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和2年実施）
- 障害福祉・障害児福祉に関するアンケート（令和2年実施）
- 子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査（平成30年実施）
- 「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画 中間評価報告書 アンケート調査（平成29年実施）
- 市民意識調査（令和2年実施）

計画の策定プロセス



3) 市民アンケート

(1)調査の目的

第5次地域福祉計画を策定するにあたり、地域福祉の推進に関わる市民の意識を調査し、本市の地域福祉の推進に関わる課題を抽出するための検討資料を得ることを目的としている。

(2)調査の対象・方法・期間

対象	市内在住の18歳以上の方の中から3,000人を無作為抽出
方法	郵送による発送・回収
期間	令和3年5月31日～6月14日

(3)回収状況

配布数	3,000件
有効回収数	1,188件
有効回収率	39.6%

(4)調査結果の見方

- 図表内に付加されている「n」は質問に対する回答者数。
- 結果数値は、小数点第2位を四捨五入しているため、単数回答であっても、合計値が100.0%にならない場合がある。
- 複数回答の場合、選択肢毎に回答者数に対する割合を表示しているため、合計値が100.0%を超える場合がある。
- クロス集計は、統計的仮説検定(カイ二乗検定)により、「有意差あり」か「有意差なし」を検証した。「有意差あり」は、2つの項目(例:性別と地域活動の参加状況)の関連が認められたという解釈ができる。
- クロス集計は、全設問に対して「性別」「年齢別」「地域別」に集計した。本報告では、集計結果は「有意差あり」と判定されたものだけを掲載している。したがって、単純集計のみ掲載している質問項目は「有意差」が認められなかった設問である。
- 現行計画(第4次)の策定時に実施したアンケート調査(以下、「前回調査」という。)と比較可能な設問はすべて比較した。本報告では、比較結果は、経年変化に特徴があるものだけを掲載している。

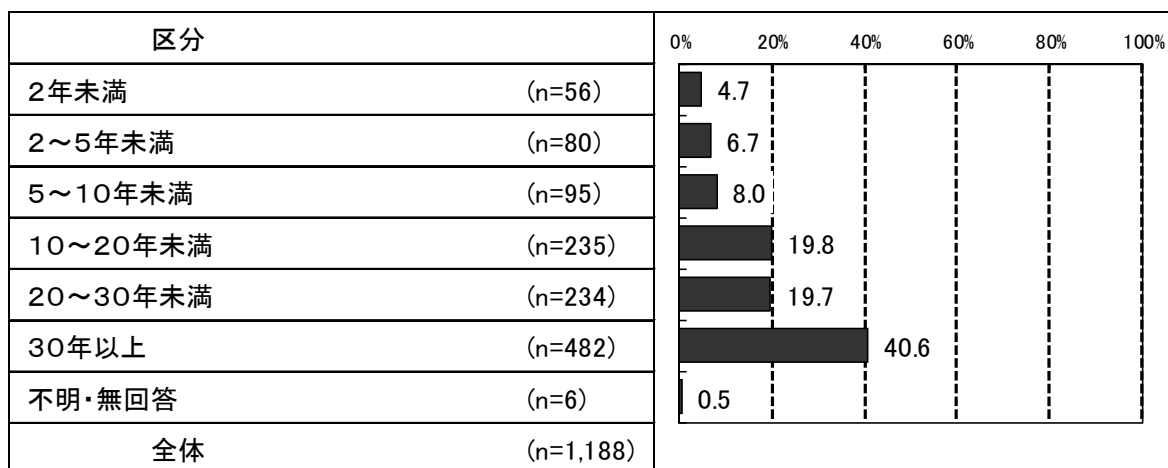
【前回調査の概要】

対象	市内在住の18歳以上の方の中から3,000人を無作為抽出		
調査実施時期	平成28年1月	回収状況	有効回収数:1,353件 回収率:45.1%

(5)調査結果

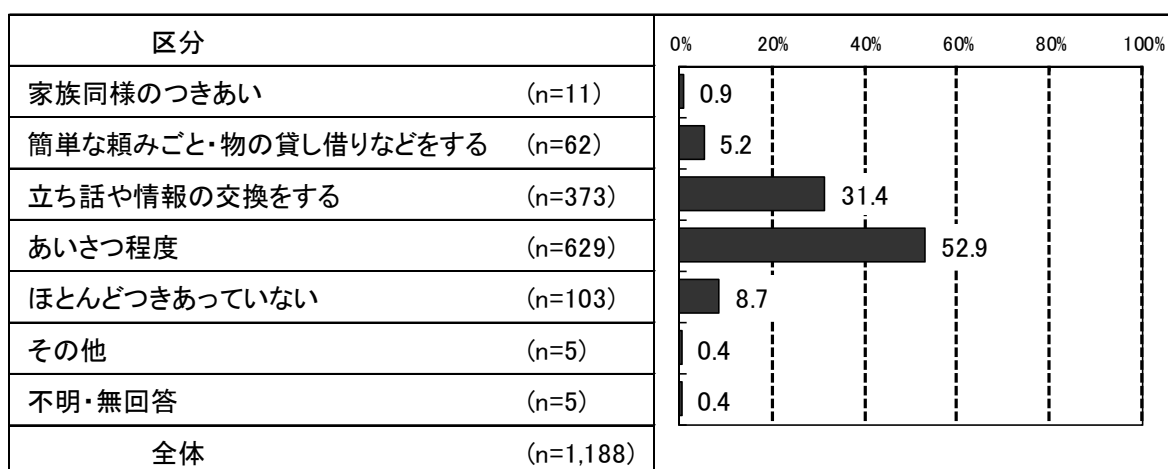
①居住年数(問6)

「30年以上」が40.6%で最も多く、次いで「10～20年未満」が19.8%、「20～30年未満」が19.7%となっている。



②ご近所の人とどのようなつきあいをしていますか(問8)

「あいさつ程度」が52.9%で最も多く、次いで「立ち話や情報の交換をする」が31.4%、「ほとんどつきあっていない」が8.7%となっている。



○ 性別・年齢別クロス集計

男女別にみると、男女ともに「あいさつ程度」が最も多くなっている。「あいさつ程度」の男性の回答割合は女性を上回っている一方、「立ち話や情報の交換をする」の女性の回答割合は男性を上回っている。

年齢別にみると、年齢が上がるほど、つきあいの程度が高くなる傾向がある。「簡単な頼みごと・物の貸し借りなどをする」、「立ち話や情報の交換をする」では年齢が高くなるほど、回答割合が高くなる。一方、「あいさつ程度」、「ほとんどつきあっていない」では年齢が低くなるほど、回答割合が高くなっている。

		合計 (人)	家族 同様の つきあい	物の貸し 借りなど をする	立ち話 や情報 の交換を する	あいさつ 程度	ほとん どつきあ っていない	その他	不明・無 回答
	全体	1,188	0.9	5.2	31.4	52.9	8.7	0.4	0.4
性別	男性	580	1.6	5.0	25.5	57.9	9.5	0.3	0.2
	女性	591	0.3	5.6	37.7	48.1	8.0	0.3	0.0
	1、2以外	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
年齢3区分	青年層(18～39歳)	206	1.9	3.4	18.0	61.7	14.6	0.5	0.0
	壮年層(40～59歳)	450	0.2	3.8	28.9	57.1	9.6	0.2	0.2
	熟年層(60歳以上)	519	1.2	7.3	39.3	46.1	5.6	0.6	0.0

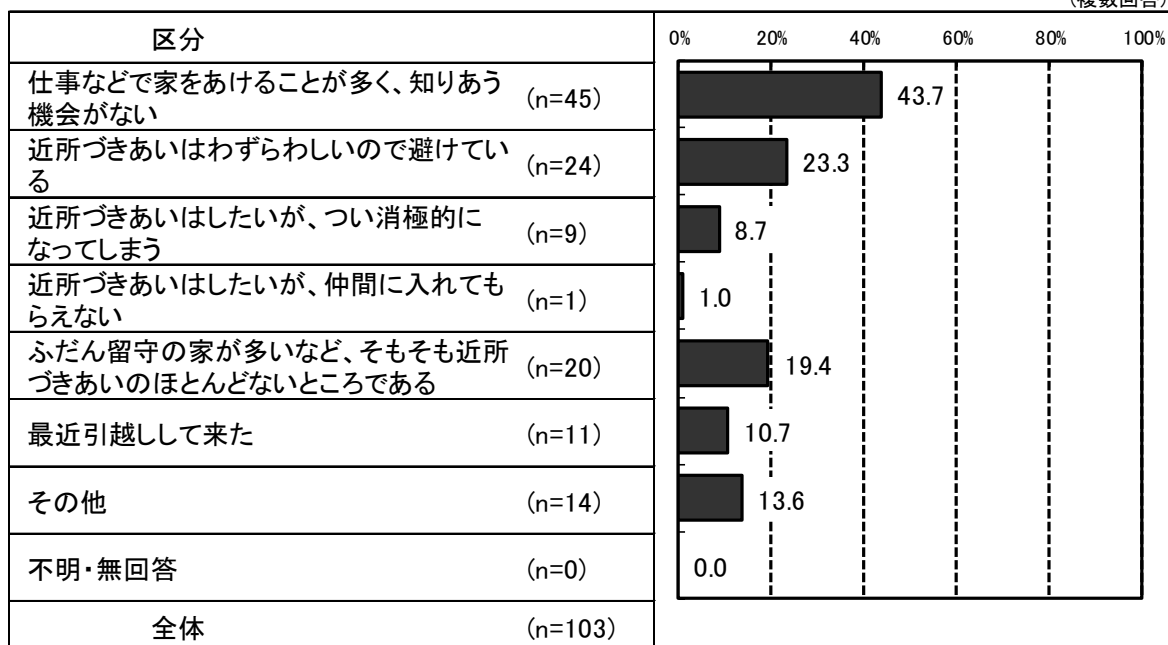
性別p 値<0.01:「有意差あり」

年齢3区分 p 値<0.01:「有意差あり」

②_1あまり近所づきあいをされていない理由は何ですか(問8_1)

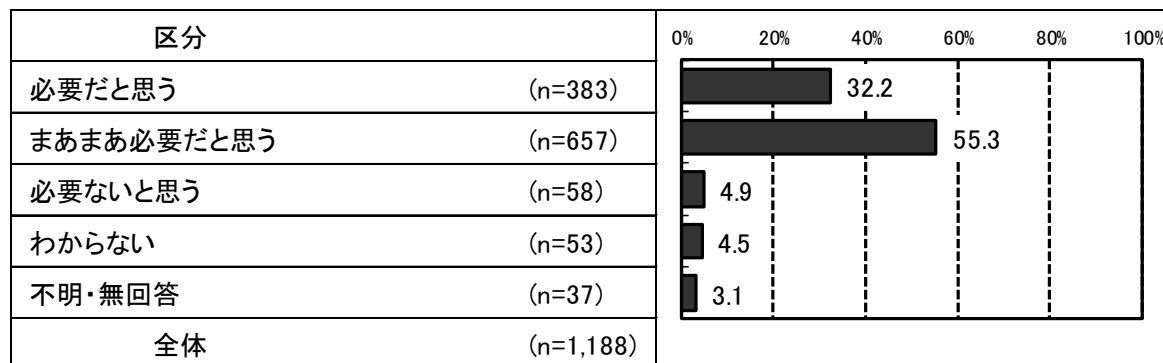
「仕事などで家をあけることが多く、知りあう機会がない」が43.7%で最も多く、次いで「近所づきあいはわずらわしいので避けている」が23.3%、「ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所づきあいのほとんどないところである」が19.4%となっている。

(複数回答)



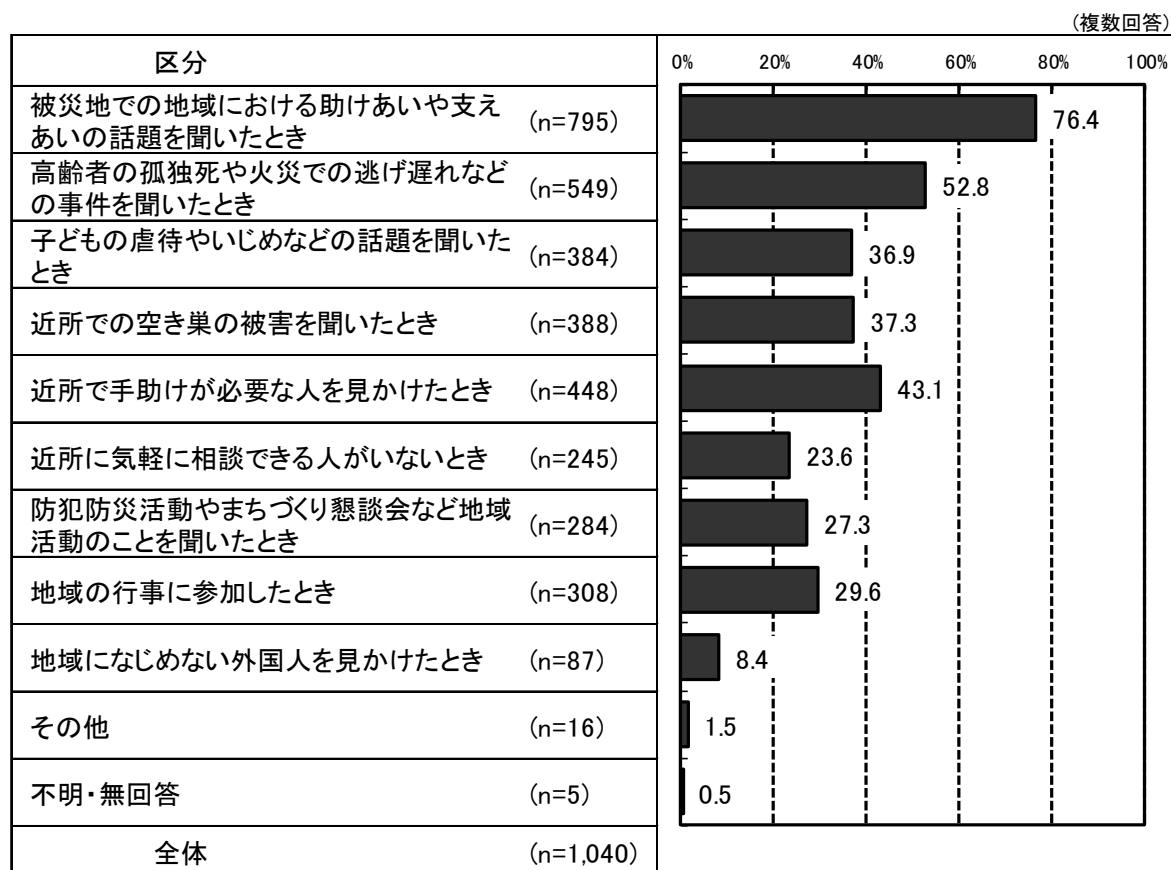
③地域での人とのつきあいや関わりが必要だと思いますか(問9)

「まあまあ必要だと思う」が55.3%で最も多く、次いで「必要だと思う」が32.2%、「必要ないと思う」が4.9%となっている。



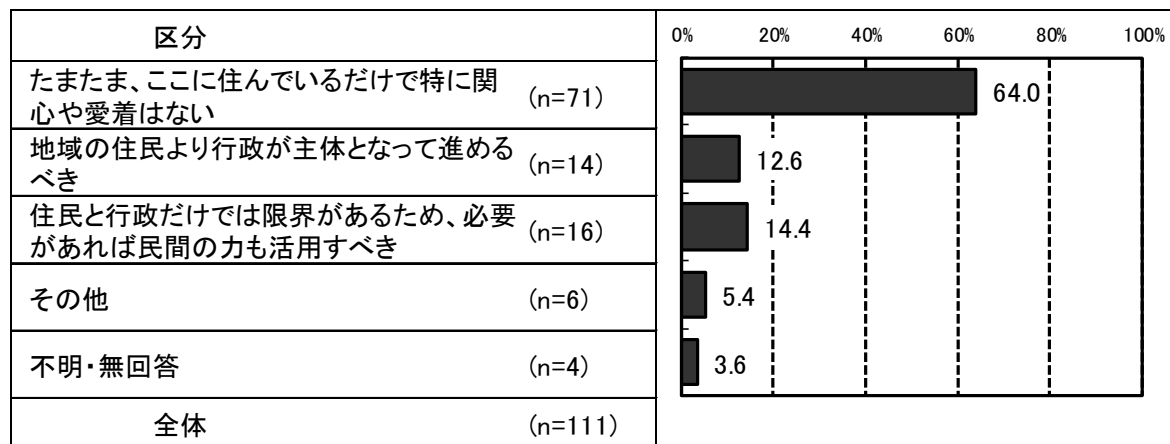
③_1どのようなときに地域との関わりの必要性を感じますか(問9_1)

「被災地での地域における助けあいや支えあいの話題を聞いたとき」が76.4%で最も多く、次いで「高齢者の孤独死や火災での逃げ遅れなどの事件を聞いたとき」が52.8%、「近所で手助けが必要な人を見かけたとき」が43.1%となっている。



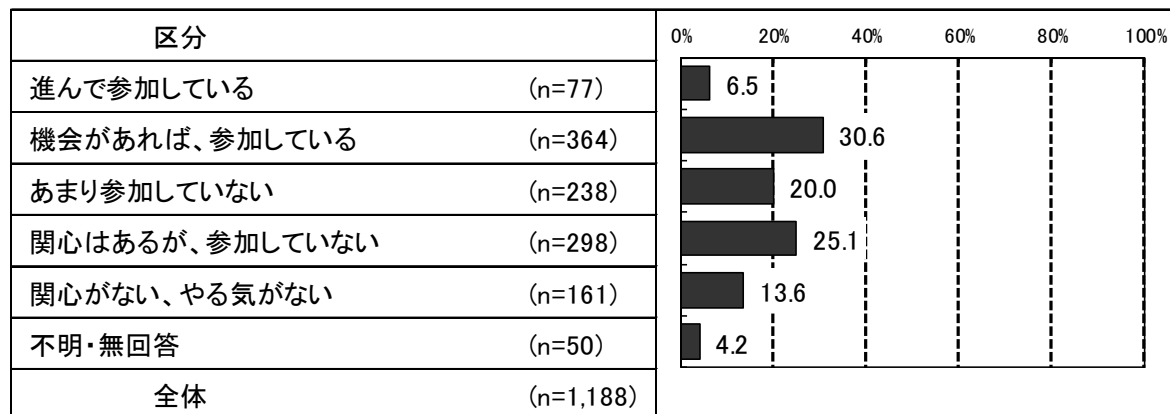
③_2「地域づくり」についてどのようにお考えですか(問9_2)

「たまたま、ここに住んでいるだけで特に関心や愛着はない」が64.0%で最も多く、次いで「住民と行政だけでは限界があるため、必要があれば民間の力も活用すべき」が14.4%、「地域の住民より行政が主体となって進めるべき」が12.6%となっている。



④地域の行事や活動等に参加していますか(問10)

「機会があれば、参加している」が30.6%で最も多く、次いで「関心はあるが、参加していない」が25.1%、「あまり参加していない」が20.0%となっている。



○ 性別・年齢別クロス集計

男女別にみると、男女ともに「機会があれば、参加している」が最も多くなっている。女性の「機会があれば、参加している」の回答割合は男性を上回っている一方、男性の「進んで参加している」の回答割合は女性を上回っています。

年齢別にみると、年齢が高くなるほど、「機会があれば、参加している」の回答割合が高くなる。一方、「あまり参加していない」では年齢が低くなるほど、回答割合が高くなっている。

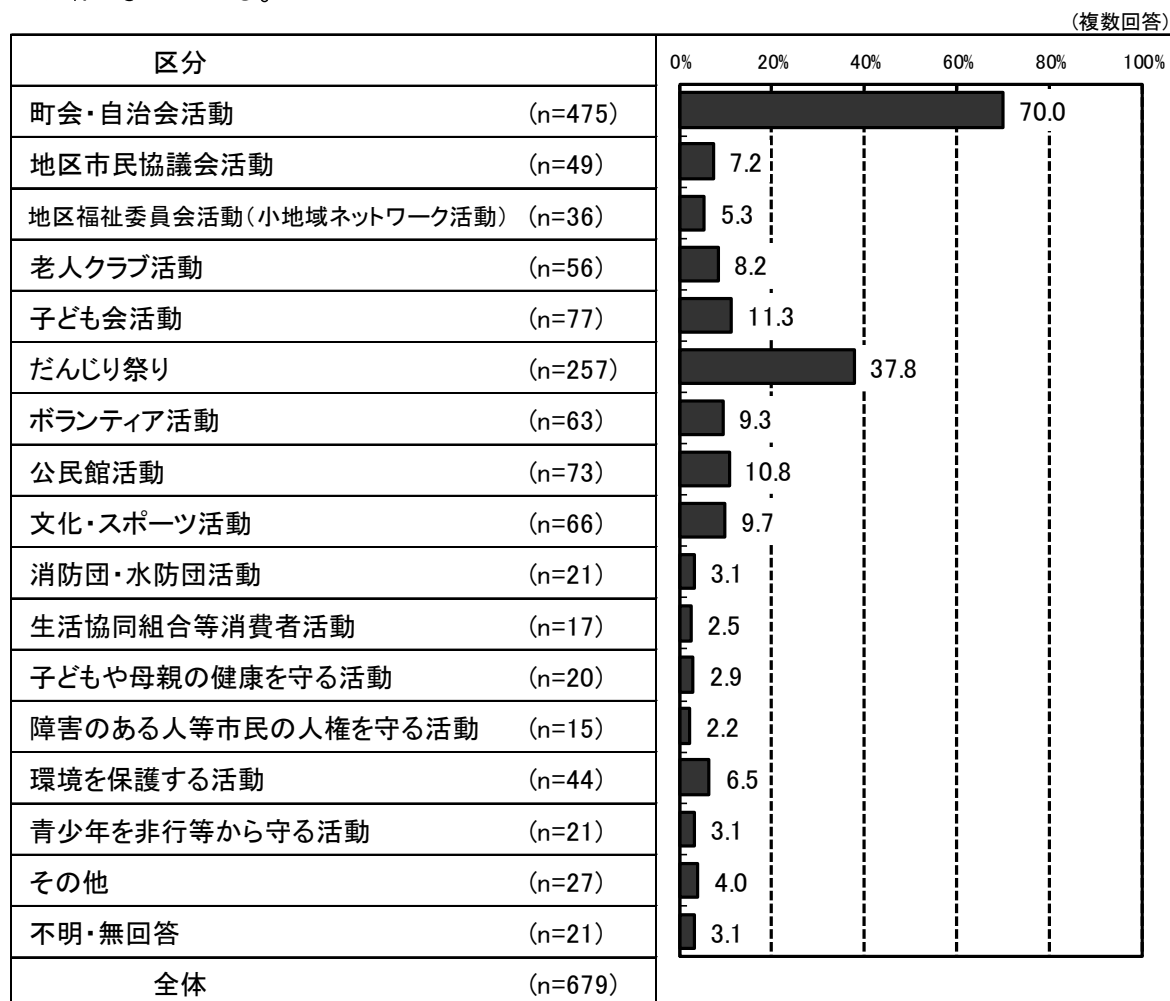
		合計（人）	進んで参加している	機会があれば、参加している	あまり参加していない	関心はあるが、参加していない	関心がない、やる気がない	不明・無回答
	全体	1,188	6.5	30.6	20.0	25.1	13.6	4.2
性別	男性	580	10.0	26.2	21.9	22.8	14.5	4.7
	女性	591	3.0	35.2	18.3	27.1	12.7	3.7
	1、2以外	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
年齢3区分	青年層(18～39歳)	206	2.9	16.5	23.8	28.2	27.2	1.5
	壮年層(40～59歳)	450	6.2	31.1	20.2	23.8	13.8	4.9
	熟年層(60歳以上)	519	8.1	35.6	18.5	24.9	8.1	4.8

性別p 値<0.01:「有意差あり」

年齢3区分 p 値<0.01:「有意差あり」

④_1それはどのような活動ですか(問10_1)

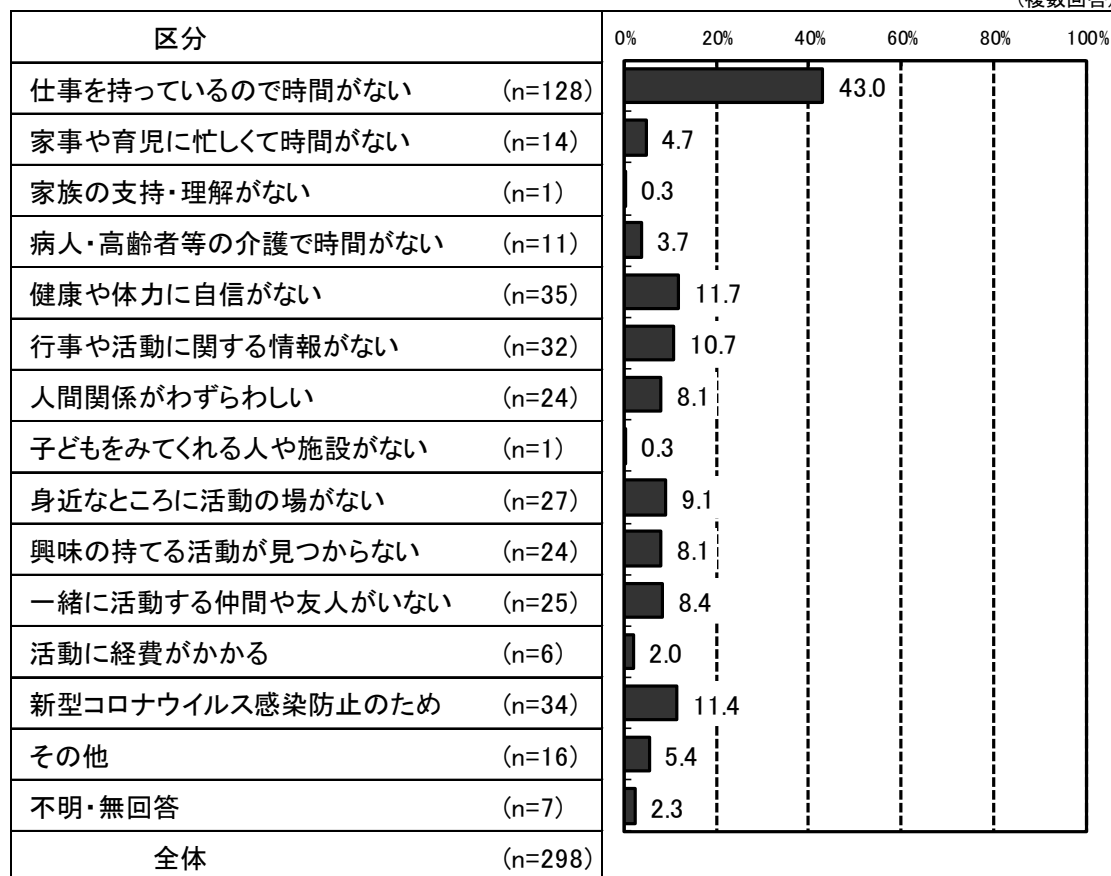
「町会・自治会活動」が70.0%で最も多く、次いで「だんじり祭り」が37.8%、「子ども会活動」が11.3%となっている。



④_2参加されない理由を教えてください(問10_2)

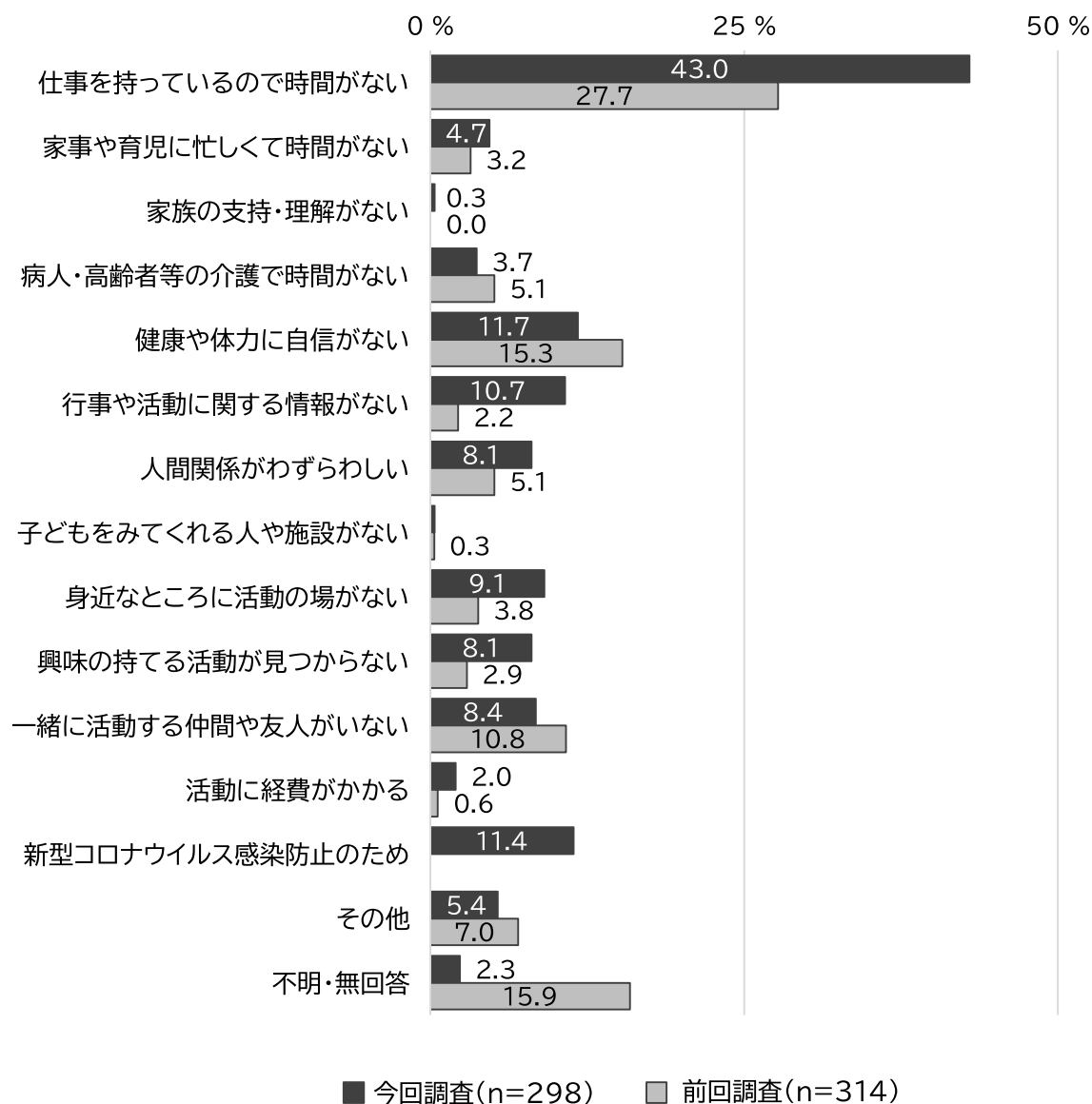
「仕事を持っているので時間がない」が43.0%で最も多く、次いで「健康や体力に自信がない」が11.7%、「新型コロナウイルス感染防止のため」が11.4%となっている。

(複数回答)



○ 前回調査との比較

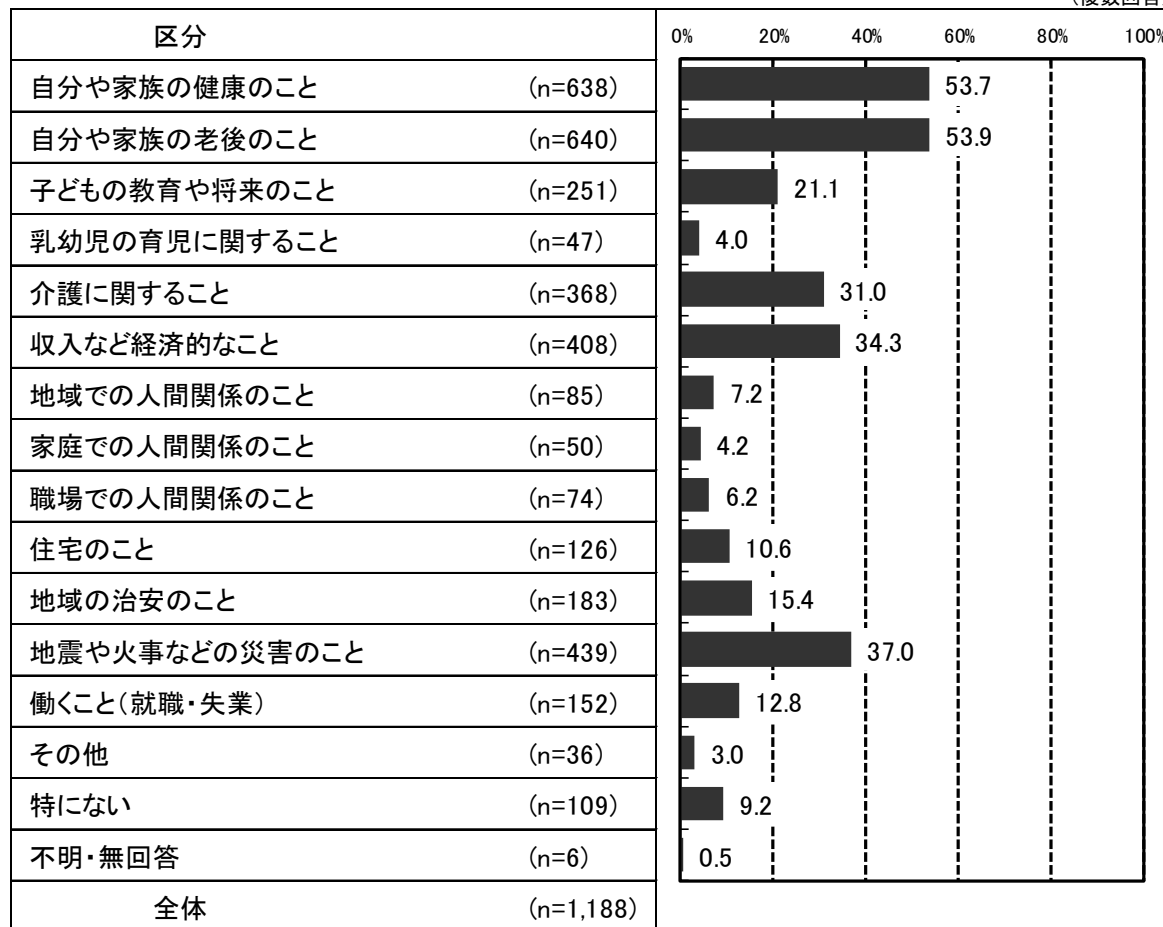
前回調査においても、「仕事を持っているので時間がない」が最も多くなっていますが、回答割合が前回調査の27.7%から43.3%に増加しています。



⑤日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか(問19)

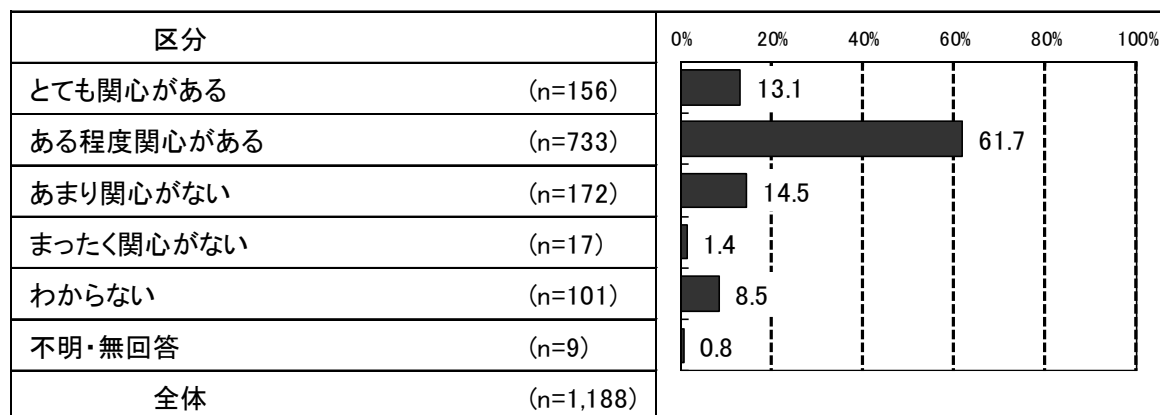
「自分や家族の老後のこと」が53.9%で最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」が53.7%、「地震や火事などの災害のこと」が37.0%となっている。

(複数回答)



⑥地域の福祉課題に関心をお持ちですか(問22)

「ある程度関心がある」が61.7%で最も多く、次いで「あまり関心がない」が14.5%、「とても関心がある」が13.1%となっている。



○ 性別・年齢別クロス集計

男女別にみると、「とても関心がある」、「ある程度関心がある」の女性の回答割合が男性より高くなっている一方、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」の男性の回答割合は女性より高くなっている。

年齢別にみると、「とても関心がある」、「ある程度関心がある」の回答割合が年齢が上がるほど高くなる一方、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」の回答割合は年齢が下がるほど低くなっている。

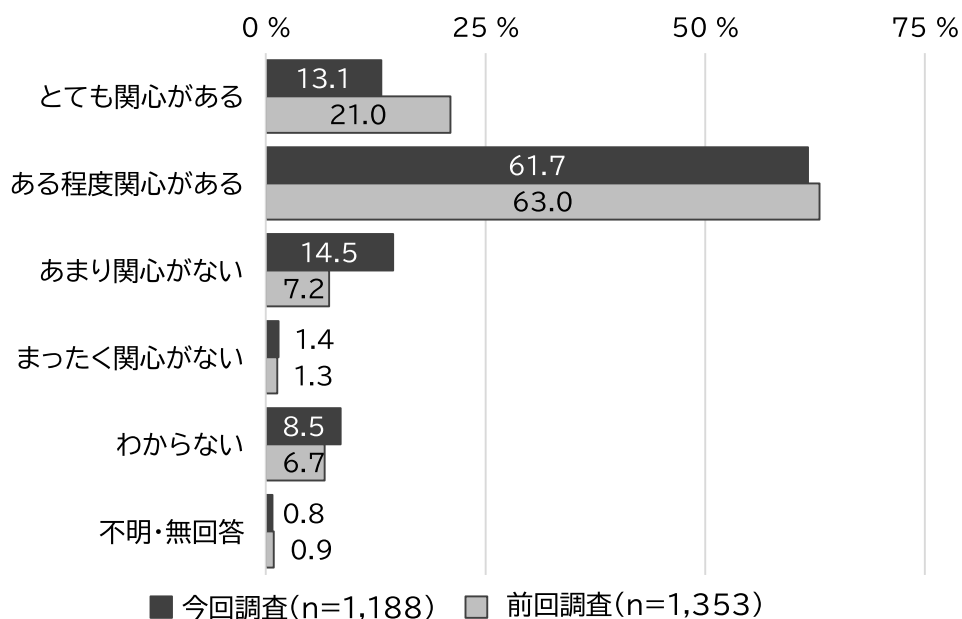
		合計(人)	とても関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	わからない	不明・無回答
性別	全体	1,188	13.1	61.7	14.5	1.4	8.5	0.8
	男性	580	11.7	56.9	18.3	2.8	9.5	0.9
	女性	591	14.6	66.2	10.7	0.2	7.8	0.7
	1、2以外	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢3区分	青年層(18～39歳)	206	10.7	52.4	19.4	3.9	13.6	0.0
	壮年層(40～59歳)	450	11.1	62.7	15.3	1.6	8.4	0.9
	熟年層(60歳以上)	519	15.8	64.2	11.9	0.4	6.7	1.0

性別p 値<0.01:「有意差あり」

年齢3区分 p 値<0.01:「有意差あり」

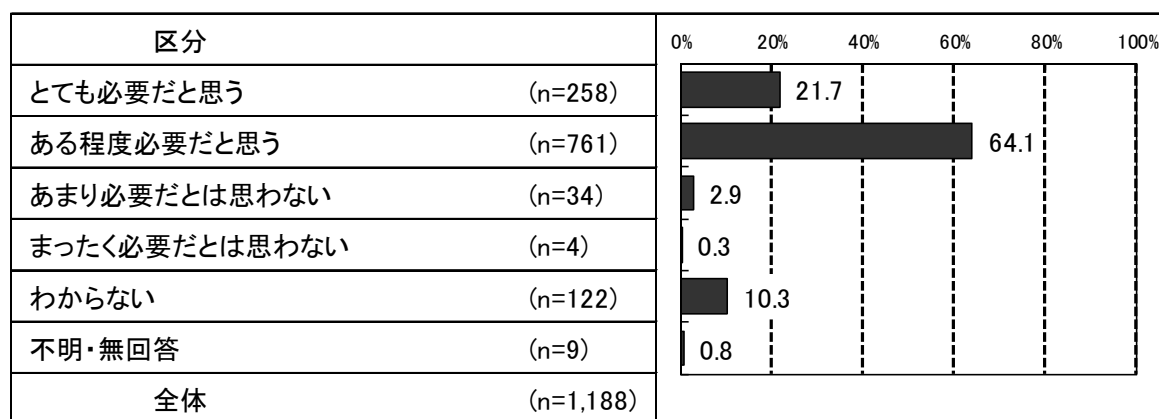
○ 前回調査との比較

前回調査において、「とても関心がある」の回答割合が前回調査の21.0%から13.1%に減少しています。一方、「あまり関心がない」の回答割合が前回調査の7.2%から14.5%まで増加しています。



⑦福祉課題に対し、助けあいの必要性についてどう思いますか(問24)

「ある程度必要だと思う」が64.1%で最も多く、次いで「とても必要だと思う」が21.7%、「わからない」が10.3%となっている。



○ 年齢別クロス集計

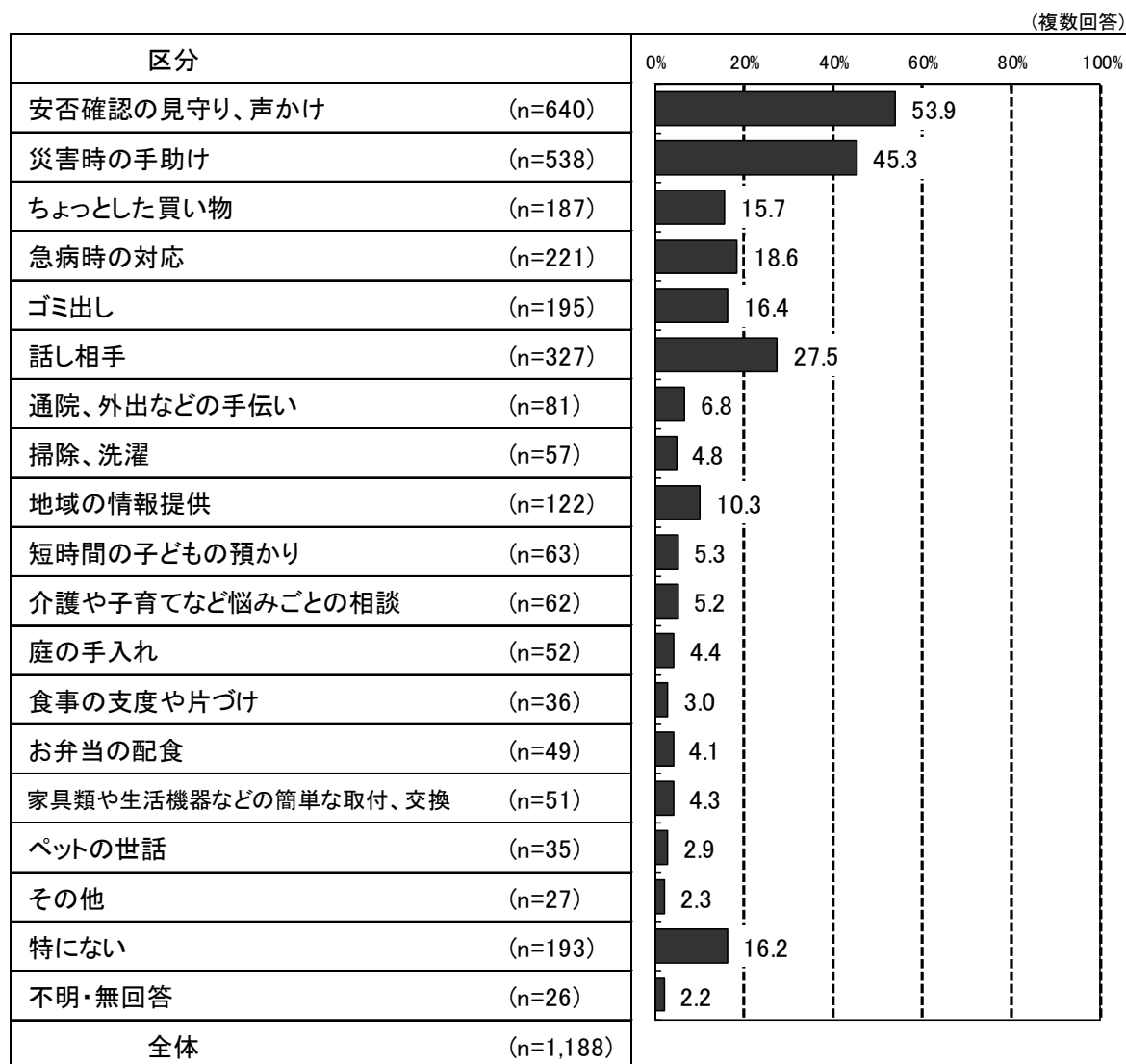
年齢別にみると、どの年齢層ともに「ある程度必要だと思う」が最も高くなっている。「とても必要だと思う」では、熟年層(60歳以上)が他の年齢層より高くなっている。

	合計(人)	とても必要だと思う	ある程度必要だと思う	あまり必要だとは思わない	まったく必要だとは思わない	わからない	不明・無回答
全体	1188	21.7	64.1	2.9	0.3	10.3	0.8
青年層(18～39歳)	206	21.4	60.2	3.4	1.5	13.1	0.5
壮年層(40～59歳)	450	18.2	69.1	2.0	0.2	9.8	0.7
熟年層(60歳以上)	519	24.9	60.9	3.5	0.0	9.8	1.0

年齢3区分 p 値<0.01:「有意差あり」

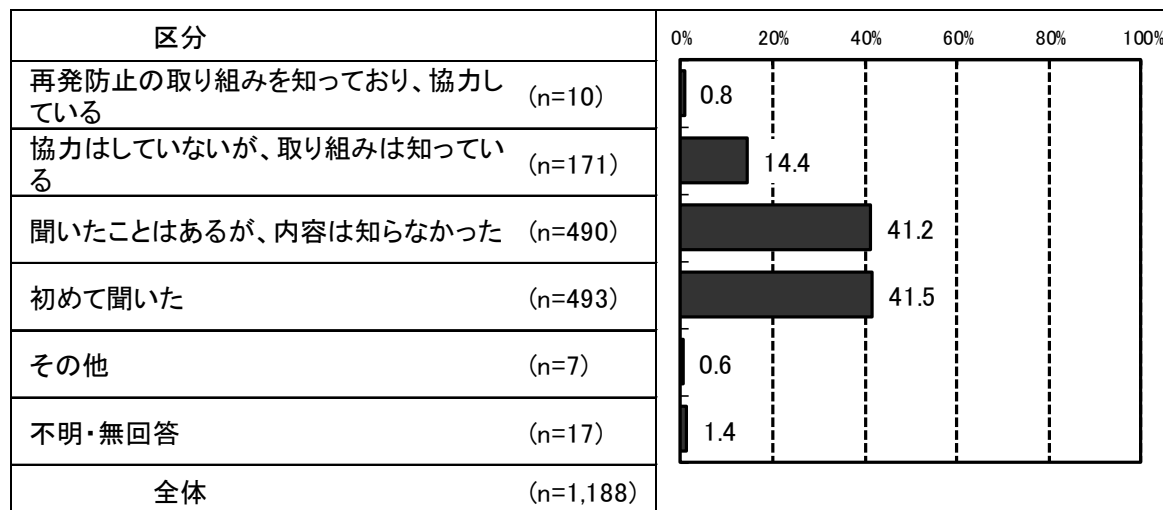
⑧地域で安心して暮らせるためにあなたができることはありますか(問25)

「安否確認の見守り、声かけ」が53.9%で最も多く、次いで「災害時の手助け」が45.3%、「話し相手」が27.5%となっている。



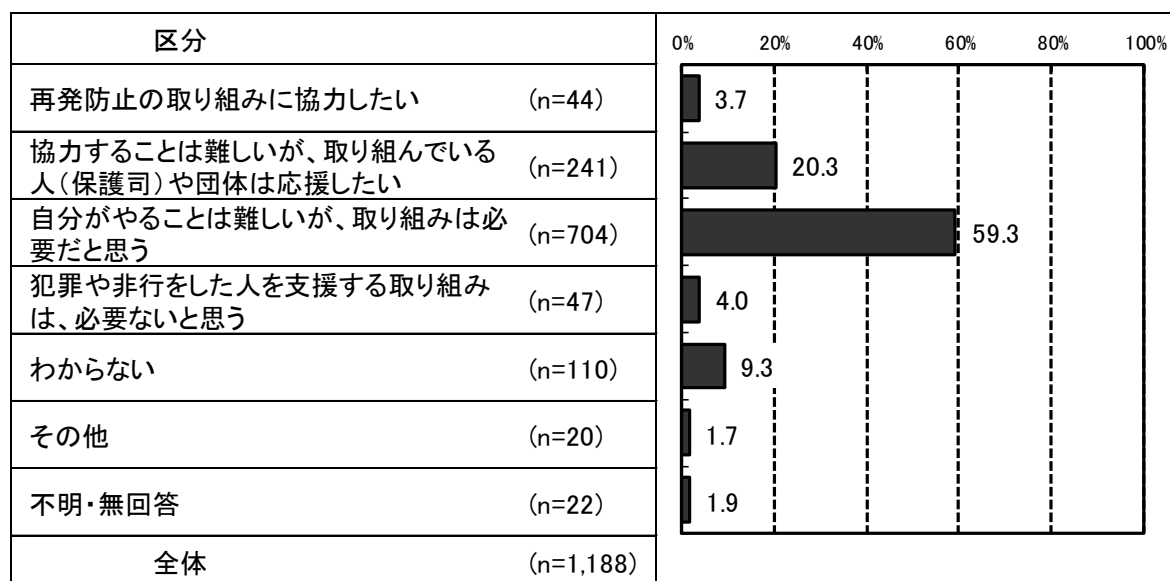
⑨再犯防止の取組が進められていることをご存じでしたか(問30)

「初めて聞いた」が41.5%で最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らなかった」が41.2%、「協力はしていないが、取組は知っている」が14.4%となっている。



⑩再犯防止の取組について、どのように思われますか(問31)

「自分がやることは難しいが、取組は必要だと思う」が59.3%で最も多く、次いで「協力することは難しいが、取り組んでいる人(保護司)や団体は応援したい」が20.3%、「わからない」が9.3%となっている。



○ 性別・年齢別クロス集計

男女別にみると、男女ともに「自分がやることは難しいが、取組は必要だと思う」が最も高くなっている。「再発防止の取組に協力したい」、「犯罪や非行をした人を支援する取組は、必要ないと思う」では男性の回答割合が女性より高くなっている。

年齢別にみると、どの年齢層も「自分がやることは難しいが、取組は必要だと思う」の回答割合が最も高くなっている。「再発防止の取組に協力したい」、「犯罪や非行をした人を支援する取組は、必要ないと思う」では年齢が上がるほど回答割合は低くなっている。

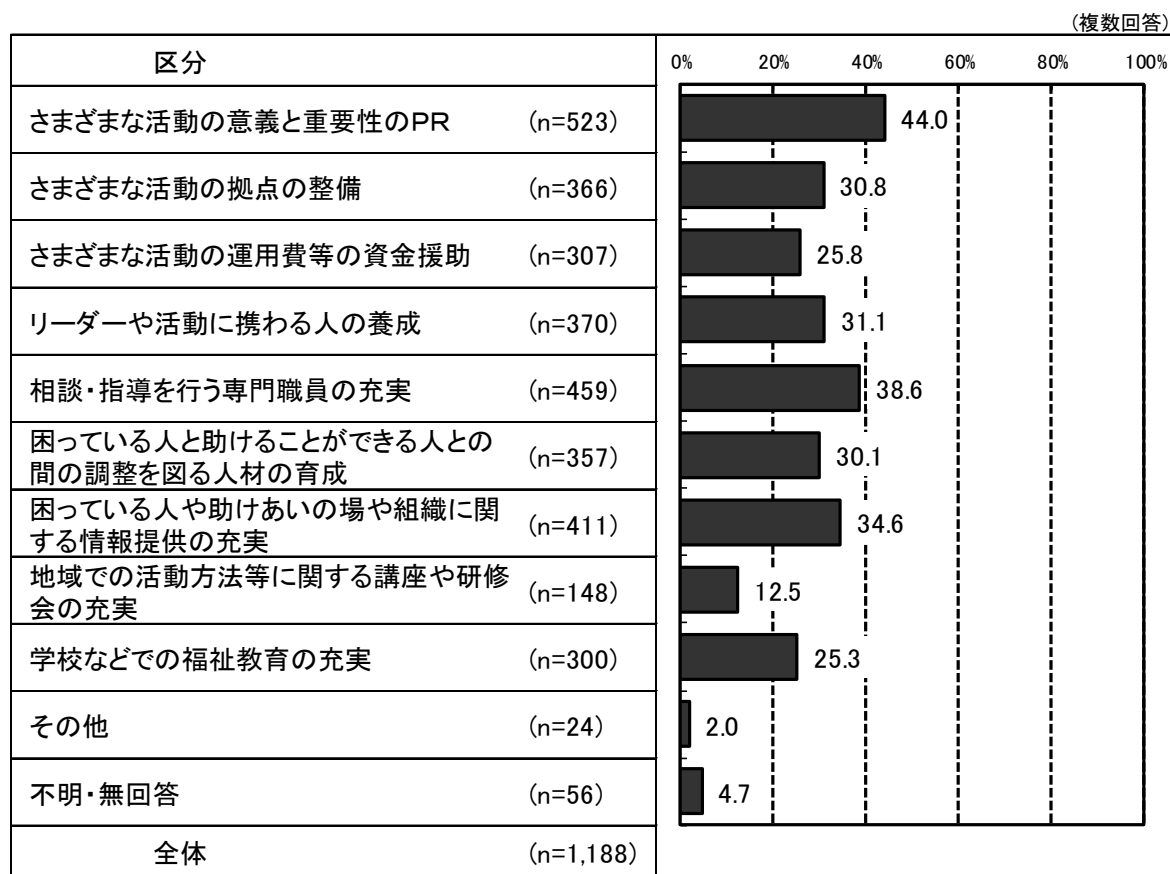
		合計（人）	再発防止の取組に協力したい	協力することは難しいが、 取組んでいる人（保護司）や 団体は応援したい	自分がやることは難しいが、 取組みは必要だと思う	犯罪や非行をした人を支援する 取組みは、必要ないと思う	わからない	その他	不明・無回答
性別	全体	1,188	3.7	20.3	59.3	4.0	9.3	1.7	1.9
	男性	580	5.2	19.3	54.5	6.4	10.3	2.1	2.2
	女性	591	2.2	21.0	64.0	1.7	8.5	1.4	1.4
	1、2以外	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢3区分	青年層（18～39歳）	206	6.3	23.3	50.0	6.8	11.2	1.0	1.5
	壮年層（40～59歳）	450	4.4	20.0	59.3	4.0	8.9	2.4	0.9
	熟年層（60歳以上）	519	1.9	19.5	62.8	2.9	9.1	1.2	2.7

性別 p 値<0.01:「有意差あり」

年齢3区分 p 値<0.01:「有意差あり」

⑪地域福祉の取組のうち、重要だと思うものはどれですか(問32)

「さまざまな活動の意義と重要性のPR」が44.0%で最も多く、次いで「相談・指導を行う専門職員の充実」が38.6%、「困っている人や助けあいの場や組織に関する情報提供の充実」が34.6%となっている。



(6)4つの調査分析のまとめ

4つの調査結果からの「事象・問題」の整理

市民アンケート ※調査結果に対する委員の意見を含む

- ・ 地縁組織（町会）の後継者が見つからず、町会役員、民生・児童委員、保護司、婦人会のなり手もない
- ・ 8050問題で高齢者、息子の世帯で支援の必要な事例がある
- ・ 福祉活動への関心や人つきあい、地域福祉の必要性を感じている人は多い。自分の地域で行動に移すきっかけが必要
- ・ コロナ対策を地域のこととして受け止めるのが大切
- ・ 長く住んでいる人が多くいる一方、新しい住民が地域になじめない
- ・ 広報きしわだは重要な情報源であるが、相談機関（包括、CSW等）や自治会の相談会などの情報が伝わっていない
- ・ 自分ができることは「見守り」「災害時の手助け」「話し相手が多い」が多い

団体アンケート

- ・ 地区市民協議会、自治会・町会、民生委員・児童委員、地区福祉委員を兼務している人が少なからずいて、担い手の負担が大きい
- ・ どの団体も、担い手の高齢化、人材育成、人材確保が課題となっている
- ・ 地区市民協議会、民生委員、福祉委員では、防災対策を課題として挙げる人が半数。防災対策を地域課題として対応する必要がある
- ・ 活動の対象は高齢者が多くなっているが、高齢者の情報が得にくい状況
- ・ 若い世代のボランティア活動の促進に必要なことは、「隣近所の住民同士の交流を活発にする」「幼い頃から地域で思いやりの心を育む活動を活発にする」「小・中学校でのボランティア活動を活発にする」「身近でできるボランティア活動を具体的に紹介する」が多い

関連計画における既存調査

- ・ もっと子どもを生み育てたいと思う人は30.2%。その内、「収入が増えれば生み育てたい」人は68.1%。就労支援の連携体制や経済的負担の軽減が必要（子育て）
- ・ 利用したいサービスは、常設の子育て親子の交流の場が44.6%で最も多い、次いで、子育てに関する相談援助が38.0%（子育て）
- ・ 地域づくり活動の参加意向のある人が参加者として42.9%、世話役として24.5%と一定数いる（高齢福祉）
- ・ 障害児が在宅で暮らす場合に必要な支援は、「地域住民等の理解」が32.4%（障害者福祉）
- ・ 青年期の地域行事への参加は男性に比べ女性が少ないため、壮年期の女性が参加しやすい地域行事が必要（健康増進・食育）

現行計画のふり返し

- ・ 小・中学校での福祉教育は、課題を残しつつも、実施されてきている。高校生や大学、社会人になったときに地域社会に目を向けるために必要なことを検討する必要がある
- ・ 地域における福祉教育も、講座や生涯学習には毎年一定数参加者がいる。若い世代の参加者が少ない
- ・ リビング活動は設置数が増加している。また、居場所づくりへの専門職の参加もできている
- ・ 日常の生活支援、ちょっとした困りごとへの対応を充実する必要がある
- ・ 引きこもりに対する理解がまだ普及しておらず、支援体制も十分確立していない

2. 岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画推進検討委員会委員

区 分	氏 名	団体名・役職等
1号委員 (学識経験者)	オノ タツヤ 小野 達也	桃山学院大学 社会学部社会福祉学科教授
	カワイ マサオ 河合 将生	NP0組織基盤強化コンサルタント office musubime(オフィス ムスビメ) 代表
2号委員 (市 民)	オカザキ ミキオ 岡崎 幹夫	市民委員
3号委員 (地域市民団体)	オオシマ マサヨシ 大嶋 正義	岸和田市町会連合会 副会長
	クラハシ イクオ 棕橋 育雄	岸和田市老人クラブ連合会 理事
4号委員 (社会福祉関係・ 活動団体)	ノガミチ エコ 野上知恵子	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会 役員
	カワグチ ヒロシ 川口 洋	岸和田人権擁護委員協議会岸和田地区委員会 人 権擁護委員
	ワダ マサユキ 和田 昌征	岸和田市民生委員児童委員協議会 副会長
	イナトミ ノブコ 稲富 信子	岸和田市ボランティア連絡会 副会長
	ヤスバエ ミコ 休場恵美子	岸和田市地域包括支援センター(萬寿園葛城の谷)
	ナカイ ムツミ 中井 睦巨	岸和田市いきいきネット相談支援センター(萬寿園)
	スギモト エリカ 杉本絵理香	岸和田市いきいきネット相談支援センター(いなば荘 牛滝の谷)

3. 策定の経緯

年	月	内 容
R3	6月	市民アンケート
	7月	第1回 岸和田市地域福祉計画策定委員会 団体アンケート
	9月	第2回 岸和田市地域福祉計画策定委員会
	11月	第3回 岸和田市地域福祉計画策定委員会
R4	1月	パブリックコメント
	2月	第4回 岸和田市地域福祉計画策定委員会

4. 用語の説明(※初出は図等を除く本文中の初出)

<あ行>

用 語	用語の説明	初 出
いのちをつなぐ絆ネットワーク会議	市民への啓発活動や相談体制を充実し、リスクの高い人を早期に発見して、支援機関につなぎ自殺の予防に取り組むため、平成22年度に立ち上げられた	
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス	
NPO	NonProfit Organizationの略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと	

<か行>

用 語	用語の説明	初 出
介護予防	高齢者等ができる限り寝たきり等の要介護状態に陥らないように、また、要介護状態になった場合でも、少しでも状態を改善できるようにすること	
学校支援地域本部	地域ぐるみで学校教育を支援する体制づくりをめざし形成された、市民による学校の応援団の通称	
岸和田ファミリー・ロード・プログラム	自治会やボランティアが市管理道路の一部を活動区域として定め、行政と協力し、美化活動に取り組む事業	
協働	異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力をあわせ活動すること	
ケアマネジャー	適切な介護サービスを受けられるようにするための計画(ケアプラン)を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整をとりまとめる専門職のこと	
ゲートキーパー	地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気づき、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと	
子どもの安全見まもり隊	登下校時における子どもたちの安心・安全を確保するため、平成17年度から市内全小学校区にPTA等により設置	
こども110番の家	子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に食い止めようとする運動に協力する、地域の家庭や事業所	
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域において、支援を要する人たちへの多様な支援を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度との連携の調整等を行う専門的知識を有する人。大阪府が主唱し、府内の各市町村が各所に配置をしている	

<さ行>

用 語	用語の説明	初 出
市民活動サポートセンター	NPOやボランティアといった市民活動団体等の中間支援機能、またはその機能を有した施設のこと	
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第22条で定義される公益法人	
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な方々の財産管理や、施設入所契約等の法律行為を本人に代わって、成年後見人等が行い、本人を保護、支援する制度	
ソーシャルインクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念	

<た行>

用 語	用語の説明	初 出
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指している	
地域ケア会議	多職種の協働により高齢者の個別課題解決を図るとともに、個別課題分析の積み重ねにより地域の共通課題を明確化し、こうした課題解決に必要な資源開発や地域づくり等を検討するもの	
地域生活課題	改正社会福祉法では、地域生活課題を「福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と規定している	
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送るために、介護サービスをはじめ、福祉、保健、権利擁護等、様々なサービスを提供するために設置されたもの。岸和田市には6か所設置されている	
DV	ドメスティック・バイオレンスの略称で、夫婦・恋人の間に起こる身体的・精神的・経済的な内容を含めた暴力を意味する	
テーマ型	ボランティア団体やNPO、当事者団体あるいは子育てサークル等、同じ目的等によって集まり、地域を越えて活動する組織のこと	

<な行>

用 語	用語の説明	初 出
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと。認知症サポーター養成講座を受講することにより、なることができる	

<は行>

用 語	用語の説明	初 出
包括的な支援体制	分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制。専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要である	
発達障害	広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、学習障害、注意欠陥多動性障害と、これらに類するもので、通常低年齢で発現し、日常生活に制限を及ぼす脳機能障害のこと	
パブリックコメント	行政が施策等について意思決定を行う前や計画策定に際し、参考にすることを目的として、広く市民からの意見を集めること	
バリアフリー	高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。段差解消等ハード面(施設)にとどまらず、障害のある人の社会参加を困難にするソフト面での障害(制度、偏見等)の除去も含む	
ひきこもり	様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学等の自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態	
避難行動要支援者	高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。岸和田市においては、平成26年度に避難行動要支援者支援プランを策定している	
防災福祉コミュニティ	市民が自主的、自発的に地域の防災対策等を確立するため設立し、運営する組織のこと。平成25年度までは「自主防災会」の名称だったが、平成26年度から名称を改めた	

<ま行>

用 語	用語の説明	初 出
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員(非常勤)で、すべての民生委員は児童福祉法によって、児童委員を兼ねる	

<わ行>

用 語	用語の説明	初 出
若者サポートステーション	義務教育終了後の15歳から39歳までの就労について悩みを持つ若者(若年無業者)及び家族を対象に就労や自立のサポートする厚生労働省の認定事業	

第5次岸和田市地域福祉計画

編集・発行：岸和田市 福祉部 福祉政策課
〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
TEL:072-423-2121(代表)
FAX:072-423-4644(代表)
